

平成23年第3回那須塩原市議会定例会

議事日程（第5号）

平成23年6月13日（月曜日）午前10時開議

- 日程第 1 市政一般質問
- 6 番 伊藤豊美議員
1. 原発事故発生後の農畜産物への影響と対策について
 2. 那須塩原駅東口東側の活性化について
- 2 番 鈴木伸彦議員
1. 財政について
 2. 那須塩原市商工会と西那須野商工会の合併について
 3. 赤田工業団地の今後の方針について
 4. 震災後の対応について
- 28 番 玉野 宏議員
1. 東北大地震に伴う本市の対策と新しいまちづくりの展望について
- 10 番 高久好一議員
1. 災害対策の進捗と支援について
 2. 原発事故から市民を守る対策と支援について
 3. 平和教育の推進について
 4. 教科書選定について
- 3 番 松田寛人議員
1. 今後の地震対策について
 2. 障害者の雇用について
- 日程第 2 議案の各常任委員会付託について

出席議員（29名）

1番	櫻田貴久君	2番	鈴木伸彦君
3番	松田寛人君	4番	大野恭男君
5番	平山武君	6番	伊藤豊美君
7番	磯飛清君	8番	岡本真芳君
9番	鈴木紀君	10番	高久好一君
11番	眞壁俊郎君	12番	岡部瑞穂君
13番	齋藤寿一君	14番	中村芳隆君
15番	人見菊一君	16番	早乙女順子君
17番	植木弘行君	19番	関谷暢之君
20番	平山啓子君	21番	木下幸英君
22番	君島一郎君	23番	室井俊吾君
24番	山本はるひ君	25番	東泉富士夫君
26番	相馬義一君	27番	吉成伸一君
28番	玉野宏君	29番	菊地弘明君
30番	若松東征君		

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	副市長	松下昇君
副市長	増田徹君	教育長	井上敏和君
企画部長	室井忠雄君	企画情報課長	古内貢君
総務部長	三森忠一君	総務課長	佐藤行雄君
財政課長	伴内照和君	生活環境部長	松本睦男君
環境管理課長	齋藤正夫君	保健福祉部長	長山治美君
福祉事務所長	玉木宇志君	社会福祉課長	阿久津誠君
産業観光部長	生井龍夫君	農務畜産課長	斉藤一太君
建設部長	君島淳君	都市計画課長	若目田好一君
上下水道部長	岡崎修君	水道管理課長	薄井正行君
教育部長	平山照夫君	教育総務課長	山崎稔君

会計管理者	後藤のぶ子君	選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事務局 西那須野 支所長	荒川正君
農業委員会 事務局 長	成瀬充君		齋藤兼次君
塩原支所長	臼井浄君		

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長	斉藤誠	議事課長	渡邊秀樹
課長補佐兼 議事調査係長	稲見一美	議事調査係	小平裕二
議事調査係	人見栄作	議事調査係	小磯孝洋

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（君島一郎君） おはようございます。
散会前に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は29名であります。

議事日程の報告

議長（君島一郎君） 本日の議事日程はお手元に
配付のとおりであります。

市政一般質問

議長（君島一郎君） 日程第1、市政一般質問を
行います。

発言通告者に対し、順次発言を許します。

伊藤豊美君

議長（君島一郎君） 初めに6番、伊藤豊美君。
6番（伊藤豊美君） 皆さん、おはようございま
す。

議席番号6番、柔仁会、伊藤豊美でございます。
私の一般質問に入る前に、皆さん、訂正をお願
いしたいと思います。

今の訂正箇所をお知らせいたします。

1番、原発事故発生後の農産物の影響と対策に
ついての右側3番目、乳用牛括弧して「継産
牛」と書いてありますが、この「継産」の「継」
が継続の継になっていますが、これを経験の
「経」、経営の「経」、その経に直していただき

たいと思います。よろしくお願いします。

それでは、通告書に基づきまして質問をさせて
いただきたいと思います。

1、原発事故発生後の農産物への影響と対策に
ついて。

福島第一原子力発電所の事故に伴う農産物の影
響拡大が心配されていますが、以下の点について
お伺いいたします。

乳用牛、先ほどの分なのですが、経産牛、肉
用牛（肥育牛）に対する対応について。

その他（育成牛、繁殖牛、種雄牛）の対応に
ついて。

一番牧草に対する補償と処分と処理方法につ
いて。

市として土壌分析調査の考えはあるのか、お
伺いいたします。

農産物のモニタリング調査の実施及び風評被
害に対する現況と市の対策をお伺いいたします。

よろしくお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 6番、伊藤豊美君の質問に
対し、答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） おはようございます。

6番、伊藤豊美議員の市政一般質問にお答えを
いたします。

1の東京電力福島第一原発事故の発生後の農畜
産物への影響と対策について順次お答えをいたし
ます。

まず、の乳用牛（経産牛）、肉用牛（肥育
牛）に対する対応についてお答えをいたします。

国では、牛の種類ごとに粗飼料中の放射性物質
の暫定許容値を定めております。これは、飼料の
収穫、放牧等の開始時期を迎えたことからどのよ
うな飼料を牛に給与すれば安全な畜産物を生産で
きるかを判断する目安として決定をされたもので

す。

それに伴い、県においては、県内を5つの地域に分けて、牧草の定点調査を実施いたしました。乳用牛の暫定許容値は、放射性ヨウ素が1kg当たり70Bq、放射性セシウムが1kg当たり300Bqと定められ、肥育牛の暫定許容量は、放射性セシウムが1kg当たり300Bqと定められました。

さらに、県における定点調査が4月27日に実施され、本市の属する県北地域は、放射性ヨウ素と放射性セシウムとともに暫定許容量を下回りました。しかし、県内に上回った地域があったことから、5月3日に追加調査を実施した結果、県北地域に放射性セシウムが暫定許容量を上回ったため、乳用牛と肥育牛につきましては、一番牧草の給与ができなくなりました。

そのため、刈り取り期を迎えていたこともあり、緊急に市内畜産農家に対し、県農協、酪農協と連携し、牧草等の給与と放牧ができないこと及び牧草の早期の刈り取りと保管方法についての情報を提供いたしました。

現在も二番牧草以降の追加調査を行っており、今後、3回連続して暫定許容量を下回った場合には、牧草の給与と放牧が可能となります。

次に、のその他の育成牛、繁殖牛、種雄牛の対応についてお答えいたします。

その他の牛の暫定許容量は放射性セシウムが1kg当たり5,000Bqと定められておりますが、定点調査の結果、暫定許容量を下回り、牧草の給与と放牧が可能となりましたので、市内畜産農家に対し、県農協、酪農協と連携をして牧草等の給与と放牧が可能であるとの情報提供をいたしました。

また、本市が行っています放牧事業は、この結果を受けて5月18日に八郎ヶ原牧場において入牧を実施いたしました。

次に、の一番牧草に対する補償と処分と処理

方法について、お答えをいたします。

暫定調査の結果、乳用牛と育用牛においては、一番牧草の給与と放牧ができませんので、今後、飼料として使用ができないことにより、必要となる代替飼料や資材等の購入については、原子力損害の賠償に関する法律に基づき適切な賠償が行われることとなります。

また、一番牧草の処分方法について、県、国からの指示、指導及び畜産農家に対する補償等を含めた早急な対応措置を講じられるよう、6月1日に国及び県に対し要望活動を行ったところでございます。

さらに、給与できずに保管している一番牧草の処分について、6月8日に国からその方法が公表されました。具体的にはそのまま圃場等にすき込むなどの方法が可能であるというものでありますが、これを基本とした県の方針を示され次第、市内畜産農家に対し、速やかに情報提供を行ってまいります。

次に、の市として土壌分析調査に対する考え方について、お答えをいたします。

現在のところ、市が主体となって土壌分析調査を行う予定はございません。県と連携し実施した土壌分析調査の結果、調査対象である放射性セシウムは、水田土壌においては暫定基準値を超える数値は検出されておられません。今後は、収穫時期に実施する予定であります。

また、畑地につきましては、麦や大豆のほか代表的な畑作物の土壌を対象に分析調査を行う予定であります。

市といたしましては、引き続き、県が実施する土壌分析調査に協力してまいります。

次に、の農産物のモニタリング調査の実施及び風評被害に対する現状と市の対策についてお答えをいたします。

放射性物質の農作物等への影響調査は、県が主体となり3月の19日からおおむね週1回のペースで実施され、現在までに12回実施をされております。現在までに県内の調査されたものが、22品目で、このうち那須塩原市の農作物として6品目が調査をされております。

今後、従来から検査している品目に加え、出荷を迎える農作物についても調査を広げていく予定です。

風評被害の状況につきましては、卸売市場における農産物の価格が1つの指標になりますが、東京大田市場及び宇都宮中央市場を見ますと、災害前の価格と災害後の4月下旬の価格を比較しますと、1割から3割の下落が見られます。

また、市内にある2つの道の駅に併設された産地直売所の売り上げについても昨年度の3月及び4月の売り上げと比較しますと、3割から5割の減少となっており、風評被害は大きいものと認識をしております。

いずれにいたしましても、全体的に農作物の価格の下落が見られることから、6月9日の櫻田議員の市政一般質問にお答えしたとおり、引き続き風評被害の払拭に向け、取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（君島一郎君） 6番、伊藤豊美君。

6番（伊藤豊美君） 市長、ご丁寧な答弁、ありがとうございます。

それでは、再質問に移らせていただきたいと思います。 と の本題につきましては、関連がありますので一括で質問をさせていただきます。

私がこの、今回の一般質問に出したのは、5月24日ですね。それから、かなりこの部分については、議論がされたりいろいろな部分で問題が進んでいったのではないかと考えております。

その中で、今回、今、市長がお答えしていただ

きましたが、牧草の定点調査、それは県と共同でやっていくというようなことの中で県内5地域を調査していると。で、追加調査ということで5月3日に、また那須塩原市でも3カ所追加になって、これをはかっているということがあります。

私、多分、ここにいる皆さんも同じだと思うのですが、この那須塩原の1、2、3、 、 、 ということで表現していますが、この場所なんです。この場所について、これはどこなのでしょう。よろしくをお願いします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 本市におきます牧草のサンプリング調査といいますか、定点調査、1週間から2週間置きに3回連続して許容値を下回るまでは続けるということでございまして、現在、二番草についてやっているところでございまして、当初は、本市が属するポイントにつきましては、県北地域ということで大田原市と那須塩原市が1つのエリアとして県のほうで選定をして4月27日にやったわけですが、その後につきましては、そのときは、大田原市のほうを調査をしたということでございます。そのときは、許容値を下回っていたということでございまして、ほかの地域、5地区に分けているんですが、ほかの地域で上回ったところがあったということで、さらに、大田原、那須塩原の県北地域について、3点、那須塩原の地点を2つふやしまして、全部で3点ということで調査をしました。

その後、また那須塩原市については、もう1ポイントふやして3カ所ということでございますが、その場所がどこかということでございますけれども、これにつきましては、県についても公表をしないということで、対応をさせていただきます。県が言っている理由は、何ていいますか、どこの場所

だというのがわかってしまったことで、さらなる、同じ地域内で風評被害といいますが、そういうものが起きるとということで、心配をしているということが、最初の私どもへの説明でございました。私どもは、もちろん、どこのポイントで調査をしているかというのはわかっておりますが、そういうことでございますので、公式には公表できないということで、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（君島一郎君） 6番、伊藤豊美君。

6番（伊藤豊美君） 今の答弁で、公表はできないという話がありますが、どうなのでしょうかね、これは。この場所を特定しないことによって、もう少しこの風評被害というものは、これ、余計広がってしまうのかなんていう考えも一部にはあります。

ただ、これについては、後で質問しますので、ここでは触れておきません。

この中で、発表されている中で、それでは、那須塩原市の1番とか2番とか3番とかといって話を進めますが、ちょっと気になる数字がここでは出ている部分があるんですね。これ、意味が不明なんです。

のほうなんです、5月3日に調査をしたときに、放射性ヨウ素については検出はしなかったです。ですが、放射性セシウムについて、1番は860Bq出ているということでありました。そのときに、2番については、3,600Bq出ているということで、大分高い数字が出ていました。2回目の5月13日にやはり追加調査をしました。そのときに、3番については、1,700Bq、これ、オーバーしているんですね。そして、4番については、850Bqで、こっちは少なくなっているんです。大体、原発が水素爆発をしたときに、本来であれば全部がこちらのほうに飛んできて、今、セシウムが出ているのは、そちらのほうかなと思っていた

んですが、何かこの数字が1番については、だんだん、遅くなって大きな数字が出ているということがありますので、で、5月25日に3回目の調査をしました。そうしたら、5番目については、今度は3,500Bqも出ているんですね。ここがね。で、6番については、420Bqと、これは大分ずっと下がっております。ですから、この辺のところ、どのように考えたらいいのかなと思ひまして、質問をしています。

これが、この現場がわかれば、ここでこういう状況のもとになっているので、これはオーバーしているのかなと、そういう推測がつくのですが、今回、この公表の仕方では全然わからないのですが、この辺のところをちょっとお聞かせいただきたいと思ひます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） その点につきましては、議員おっしゃるとおりでございまして、私どもも農家の方もそのような考えでいる方が多いということで、県のほうにつきましても、そのようなポイントについて、公表してもいいのではないかとということで、要望といいますが、働きかけはさせていただいているところでございますが、検討はするというふうなことで、お話しはいただいております。

それは、いずれにいたしましても、今のポイントごとに、通常、確かに考えますと、同じ場所ですべてありますので、一番最初、高く出て、だんだん薄まるといいますが低くなるというのが通常の考えかなと思うのですが、先ほど言いましたように、一番先に刈り取ったときは、一番牧草ということで、あと、ポイントも違いますので、その生育ステージといいますが、伸びぐあいややっぱり違ったのかなというふうに思っております。

生育が、第1回目、ほかの地域でやったときに、全然伸びが悪くてとれなかった地点もあるんですね。気候とかいろいろな関係がありますので。

で、ほかの地域のそういうもの、聞く中では、伸びが悪いというか、生育が小さいというか、草が短いときは、濃く出ているような感じが私はしております。

それから、そういうことで、一番最初は、逆に低かったところは、一番牧草で結構伸びていて、刈って、で、次のまた二番牧草について、2回目、3回目調べていますので、今回は伸びが悪かったということで、一番最初は低かったのが、次に高く出てしまうとか、そういうこともあるのかなというふうには思っておりますが、それは私の感想といたしますが、そういうものはただ影響はしているのかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 6番、伊藤豊美君。

6番（伊藤豊美君） ありがとうございます。

5月31日ですね、下野新聞の記事に、県南と大田原については基準を下回って、これに、二番牧草についてから、与えることができるということになったそうです。

それで、ちょっとお聞きしたいのですが、私の地域は、今、那須塩原と大田原市のちょうど境にあるんですね。で、こうやって大田原で基準が下がったからということで、もし、私がですよ、仮に、牛を飼っていた場合、そこに牧草をつくっていた場合、私の田んぼでは、この田んぼを境にこっちが大田原市、こっちが那須塩原市ですよという田んぼなんです、土地がら。で、そういう場合ね、私は那須塩原市の耕作者ですよ。それが、大田原市につくったときには、この基準でいえば大田原ですよ。この品物は、大田原だから与えても結構ですよ。また、境を1つにして那須塩原に

つくった場合には、やっぱり那須塩原と考えるのか、それはどういう判断をしたらいいんでしょうね。よろしくをお願いします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 確かに町村境といえますか、につきましては、そういうことが考えられると思います。

特に、伊藤議員がお住まいの地域については、そういうことが考えられるかなと思います。先ほど言いましたように、県内を最初は5つのエリア、福島原発からの距離ですね、100km圏、100kmから120kmということで、それを5つに分けておりましたけれども、だんだん調査のポイントをふやしていったところ、大田原市については3ポイントが3回連続して許容値を下回っているという実態からですね、那須塩原市と大田原市は別扱いしましょうよということになったわけです。

そういうことで、そのエリアを設定しているということからすれば、いわゆる大田原市のエリア内にある圃場でしたら、大田原のポイントのデータを使って差し支えないのかなというふうには思いますが、その辺は、国や県にちょっと確認しないと何とも言えません。

一番重要なのは、その牧草等を牛に与えて、結果的に牛のほうに、牛といたしますが、肉とか原乳のほうに放射性物質が移行してしまっただけでは意味がないということが一番の目的でございますので、そういう場合には、さらに調査等もお願いしたほうがいいのかなという気もしますが、その辺については、ちょっと県のほうともまた打ち合わせをさせていただかないと、正確なご答弁は申し上げられないかなというふうに思います。

議長（君島一郎君） 6番、伊藤豊美君。

6番（伊藤豊美君） 大体、1番と2番の部分に

については了解しました。

それで、 番についての再質問にさせていただきたいと思います。

先ほど、市長が3番の質問について、原子力損害賠償に関する法律で支払いをするということですが、今、こういう状態になってですね、その支払いというものは、酪農家に支払いをされているのかどうか、ちょっとお願いをします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 農畜産物につきましての原子力放射性物質に伴う損害の賠償につきましては、まず第1、基本的には被害者である損害をこうむった農家等が東京電力に対して損害賠償を求めるということをごさしまして、農産物につきましては、その農家個人個人がですね、請求をするということではなくて、出荷系統ごとに損害を取りまとめて、最終的にはJAの中央会が全農家の分を取りまとめて請求するというので、ただ、その指針と申しますか、どういうものについては、補償するかどうかと、最終的には、訴訟になれば、個別のものについて争う形になりますけれども。

以前にJOCの臨海事故のときにその教訓を生かして国がその仲介をしましょうということで、紛争審査会というものがつくられておりまして、その中で、どういうものについて、補償するかということが、今まで2回示されておりまして、それに基づいて、訴訟が請求したり、補償が支払われるわけですが、まず、農産物については、出荷制限等、受けたものについては、第1次指針の中で、間違いなく支払いしますよと。

それから、第2次の指針がまた5月30日に出まして、その中で、風評被害、あるいは、今、議員がおっしゃっております牧草関係についても対象

とするという指針が示されたものですから、今、関係酪農協を中心に、その被害の取りまとめ、損害額の取りまとめを始まったところをごさしまして、それについての支払いというのはまだこれからのお話ということになります。

以上です。

議長（君島一郎君） 6番、伊藤豊美君。

6番（伊藤豊美君） 今、まだ支払われていないという状況だと思います。

私の知り合いでですね、やはりこの牧草が与えられないことによって、130万ですか、その牧草というか、飼料を買いましたというような農家もありました。皆さん、ご承知のように那須塩原市は生乳生産本州一という本当に大きな農家が、畜産農家がいるんですね。ですから、半端でない数字、かなり牧草について、食べさせる金額というものはすごく大きくなっているんです。だから、これが農家の負担になっていないかということが、ちょっと私も心配になったものですから、今回の質問に加えてみました。

この3番の、今、補償の部分の話をしましたが、今度は処分と処理方法について。今、私もこの質問を上げたときに、やはり、近くの農家、地域を見て回りました。そうすると、調査をしてきましたが、今、ロールベラーと申して、大きなブロックにするとかね、ロールにして保管する技術が進んでおります。機械も進んでおります。それで、そのロールにラッピングをかけて、そして、自分の家の近くに運んでいる酪農家と、また、ラッピングをかけて、そして、畑の近くに置いておく酪農家と、また、刈り取ったんですが、ラッピングもせず畑の隅に野積みにして保管しているという、そういう状況を目にしてみました。

問題についてはですね、畑の隅に何もしないで保管しているということなのですが、これについ

ては、今ちょうど梅雨時期であります。ですから、腐敗が進むのではないかと、そんなふうに考えているんですが、これは大丈夫なのでしょう。

よろしくをお願いします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 市といたしましても、一番その辺が農家がお困りのものだろうということもございまして、先ほど、市長が答弁申し上げましたとおり、6月1日に市長みずから県知事と、それから民主党の国会議員のほうに行きまして、その辺の処理の、処分の方法を早く明示してほしいということで、そのほかの要望もあわせて、要望活動を行ったところでございます。

それが功を奏したのかどうかはわかりませんが、6月8日に、農林水産省のほうで、暫定許容量を上回る地域において刈り取り、保管している牧草等の取り扱いについてということで、指針が示されたところでございます。

その中で、福島県と栃木県では、ちょっと扱いが違うんですけれども、福島県の話はいずれにいたしましても栃木県の、私ども那須塩原地域につきましては、放射性物質を含んでいても一般廃棄物として扱って処分して差し支えない。で、農家にとりましては、そのまま圃場にすき込む方法も差し支えないと。さらに、今、伊藤議員がおっしゃっていましたように腐熟化している部分もございまして、腐熟化したものについても圃場にすき込んで、そういう処分でも差し支えないというふうなことで、指針が、つい先日、8日に示されたところでございます。

市といたしましては、県がその方針を受けまして、県と酪農協等で農家への周知方法につきまして、今、鋭意検討中でございます。きょうあす中には県の方針も、方針といいますが、示されると

思いますので、今まで農家に情報提供をしてきたような形で、速やかに対応していきたいかなと思っております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 6番、伊藤豊美君。

6番（伊藤豊美君） 今の答弁で、本当に刻々と状況は変わっているんですね。それでは、そのすき込んでも大丈夫だというふうな方向性でいるよということです。

それでは、1番、土壌分析調査のことについて、お伺いをしたいと思います。

今、市長は、那須塩原市については、今のところないというお答えではありましたが、先ほどもいいましたが、この那須塩原市は、生乳生産本州一ということとあります。これは、私は積極的に調査をして、この次の問題、質問と重なってしまうのですが、風評被害の払拭というものも、私は必要なかななんて思っています。

その部分については、また後で話をしますが、この土壌分析もして、そして、また、ホームページ上に、今、本当にインターネットというのは、本当にどこの部分でも見られますので、これを隠しておく、隠しておくというか、公表しないと、逆にまた違う一人一人で、違う結果というか、そういう風評が出てしまうと、そんなふうに感じているからこの話をしました。

これは、土壌分析については、私の話を聞いてもやっぱりしないという状況なんじゃないかな。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 農地の土壌中にどれだけ放射性物質が蓄積されているかということ調べるのが土壌調査でございますが、これにつきまして国におきましても、汚染された土壌をどういうふう処理するかと。除染といいますが

土壌改良といいますが、その方針が全然決められていないといいますが、わからない状態ということですね。

で、今現在ですね、今までにやられた土壌調査につきましては、水田の作付前に栃木県については、14カ所に分けて1カ所ずつとって調査をした。ただし、那須塩原市と大田原市については、1カ所ではなくて5カ所サンプリングしなさいというふうな国からの方針で、それに基づいてやったわけでございます。その水田の土壌調査は、田植えをしてもいいかどうかという判断をするためだというふうに国では説明をしております。

その後もですね、畑につきまして、麦、あるいは大豆の畑ということで、サンプリング調査をしております。その畑の調査につきましては、先ほど言いました来年度以降、どういうふうに土づくりを対策をとったほうがいいかということのその基礎資料としたいということととっているわけですね。

そのようなこともありますものですから、いたずらに、各地で、それぞれとつても、その後どうしようということが、今のところ全然、国も県もわからない状態ということとでございますので、今のところは、国・県の方針に基づいて、それに協力してやっていくのがよろしいのではないかとというふうな立場でございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 6番、伊藤豊美君。

6番（伊藤豊美君） はい、わかりました。

それでは 番の再質問に移らせていただきたいと思えます。この問題については、ちょっとわかりづらいところがあると思えますので、私は、実際に行っている部分を例としまして、例に挙げまして、この話を進めていきたいと思えます。

農産物のモニタリング調査、実施及び風評被害

に対する現況と市の対策ということで伺いしますが、再質問なんです、私は、今、仲間30人と、今度はちょっと牧草とは離れるんですが、30人で米を消費者に届けるという部分を仲間30人とやっております。

ちょうど、今から、この事業が、私たちが始まったのが15年くらい前の話になりますが、今現在30人で180町歩、180haの田んぼからそこからとれたお米、1万6,000俵を消費者と、これは一般市民というか同じだと思んですが、その人たちに、私たちの米を登録して、登録するというのは、私はこの月に何kg、皆さんのところのお米を食べますよという取り組みです。15年間かけてですね、小さな段階で積み上げてきて、私たちは販売しております。

しかし、これは販売するだけではなくて、いろいろなことをやっているんですね。その事業として。例えば、田植えをやったり、また、稲刈りをやったり、これも消費者とともにやるんですが、その間には、田んぼの生き物調査ということでやっております。大体、今まで積み上げてきた部分で、大体、東京から大型バス2台で、大体、100人くらい前後になるんですが、その人たちが来て、私たちの田んぼに入って、一緒に田植えをしていくということになっております。

で、栃木、地元の方、地元も60名くらいの方が来て、やはり、子どもたちを連れて一緒にやっております。そんなことを15年間続けてきています。この15年間ということですね、私が農家を継いでから15年間、あと何年間、お米をつくり続けられるかなと思うと、やっぱり、30年と考えたときには、この15年間というのは、約半分、そういう運動をしてきたと、そういう活動をしてきたということになると思えます。

それが、ことしについては、今、言ったような

大型バス、東京から大型バス2台、そして、地元から60名とかというそういう人数だったんですが、ことしについては、ことしは、5月14日の日にその田植え交流会ということで、田植えをするのに集めました。そのときに、東京からは半減してしまいました。地元も半減してしまったということで、この安心・安全なお米をつくるというもとにやっているわけなんです、今回については、原子力発電所、今の放射能の問題が怖いという状況が隠されているのではないかと、そんなふうを考えております。

それで、田植えのときに、向こうの人があいさつで言ったところには、今回、この圃場、私たちの那須塩原市の田んぼに入るのに、親の責任で入れてくださいという表現をされました。私は、この話を聞いてどきっとしました。今まで、子どもたちが真っ黒になりながら、泥だらけになって、そうやってやってきた田植えでありました。それを楽しんでやってきたのですが、今回については、そのように親の責任を持ってこの田んぼに入れてくださいという表現がされましたので、私は、この部分についてはびっくりしました。

で、また、今度は予定としては、7月9日、来月なんです、それに、田んぼの生き物調査ということで、実施の予定を組んでいましたが、今度のこの事業については、子どもたちの参加がゼロになってしまった。そういう状況があります。で、やむなくこの田んぼの生き物調査については、中止をさせていただいたということがあります。

ですから、本当にこの風評被害、また、こういう部分については、大変微妙な部分であります。ですから、先ほどの話に戻るかもしれませんが、やはり、きちっとしたその情報を消費者、また、その一般市民の人たちにも情報というものはきちっと伝えていかないと、こういう風評被害になっ

てしまうのかなというのが、私は、今回の部分について感じました。

部長、これ、どういうふうにお感じですかね。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 今のお話につきましては、農産物とかという世界ではなくて、先日から、学校のプールの問題ですとか、学校の校庭の放射能の問題とか、そういうものとある意味通じるものがあるのかなというふうに、今、聞いていまして、感じたところでございます。

農業のサイドからいきますと、どうやら、土壌といいますが、汚染されているということは、もう、今までのサンプリング調査でわかっていまして、そこから、最終的に、食べ物にどれだけ移行しているのかと。で、その食べ物、農畜産物への影響を把握する意味で、食べる直前ですね、出荷時期にそのモニタリング調査をして、これならば、食品衛生法で定めている基準値等をクリアしていますよというふうなことで対応しているところでございますけれども、それ以前の生育ステージに係る問題については、ちょっとなかなか風評被害等を払拭するというのも難しいと言いますが、大変なのかなというふうな感じをいたしております。

以上です。

議長（君島一郎君） 6番、伊藤豊美君。

6番（伊藤豊美君） ありがとうございます。

この項目、最後のほうになるんですが、最後に、国とか県に対して那須塩原市として何か要望は考えていませんか。考えていないかと。もし、考えているとすればどのようなことを考えているか、ちょっとお聞かせ願いたいのですが。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） どのような要望と

ということで、ちょっと漠然としてご質問かなというふうには思っているのですが、先ほど言いましたように、那須塩原市で生産される農産物等につきましての、それが風評被害やら、あるいは、生産から出荷して流通するまでのいろいろな段階で、それぞれ、疎外する要件等が出てくれば、それについて、県なり国を通じて、その都度対応していくと、今までもやってきましたですし、これからもやっていくというふうにお答えをさせていただきたいかなと思います。

以上です。

議長（君島一郎君） 6番、伊藤豊美君。

6番（伊藤豊美君） ありがとうございます。確かに漠然的な質問かもしれませんが、すみませんでした。

最後に、要望になるんですが、やはり、生乳生産額本州一という那須塩原市、これについて、やはり、畜産農家の意見を十分に取り入れて、十分に取り入れてくれるように強く要望をしまして、私はこの項目を終了させたいと思います。

ありがとうございます。

その次の2番目の項目に入りたいと思います。

那須塩原駅東口東側の活性化について。市民が強く待ち望んでいた3・3・4東那須野東通り（都市計画道路）整備計画の決定に対し、敬意を表して以下の点についてお伺いいたします。

3・3・4東那須野東側通りの都市計画策定スケジュールについてお伺いいたします。

那須塩原駅東口の東側のまちづくりについてお伺いいたします。

新幹線那須塩原駅関連道路整備促進期成同盟会の進捗状況についてお伺いいたします。

起点の変更と歩道の整備についてお伺いいたします。

よろしくをお願いします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 淳君） それでは、2番の那須塩原駅東口東側の活性化について、3・3・4東那須野東通り整備計画スケジュールにつきまして、お答えをいたします。

3・3・4東那須野東通りは、一般国道4号側を起点とし、3・3・2黒磯那須北線側を終点とする延長1,330m、幅員22mから37m、車線数4で都市計画決定された道路でありまして、現在、区画整理事業地内の約430mの区間が整備されております。

今後の予定といたしまして、一般国道4号から区画整理地内までの区画約700mの整備に向け、JRや国、県など関係機関との協議を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、那須塩原駅東口の東側のまちづくりについてであります。那須塩原駅東口の東側の地域におきましては、3・3・4東那須野東通りが開通いたしますと、駅西口方面へのアクセスが改善され、一帯の交通利便性は大いに向上するものと考えております。

なお、土地利用に関しての具体的な計画は、現在のところございません。

次に、新幹線那須塩原駅関連道路整備促進期成同盟会の進捗状況と起点の変更と歩道の整備につきまして、関連がありますので、あわせてお答えをいたします。

新幹線那須塩原駅関連道路整備促進期成同盟会においては、県道東小屋黒羽線の整備促進を県に要望しており、その中で、都市計画道路3・3・4号に直接接続するために起点の変更についても、要望しているところであります。

また、歩道の整備につきましても、三本木、東小屋地区の歩道未整備区間の整備促進の要望を行

っております。今後も本同盟会において整備促進を県に要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 6番、伊藤豊美君。

6番（伊藤豊美君） それでは、再質問に移らせていただきたいと思っております。

私はですね、この3・3・4号の問題について、市議会議員になって、初めての質問で、この質問を出しました。そのときに、当時、建設部長のお答えがありました。その答えについてはですね、3・3・4号については、国道4号に連結し、那須塩原駅東部から西部へのアクセスが大幅に向上するなど、利便性を有しており、将来的に整備は必要となる道路であります。現在のところ、整備の予定はないと言われました。

また同時期に、これは、21年7月9日、これは、市政懇談会の中で、私と同じような発言をした方がありまして、その人についても答えとしては、都市計画道路3・3・4東那須野東側通りについては、私と同じような答えをさせてもらったんですが、要するに、要約すれば、平成18年から平成27年の10年間に於いては、整備計画の位置づけはございませんというような話をされておりました。

それが、今回、急遽浮上してこの3・3・4の、これは重要性が認められたと、私もこう思っているのですが、その辺のところ、ちょっとお答えいただけますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 淳君） 議員、今おっしゃるとおり21年の2月の議会にそのようなご答弁を申し上げているということでございます。その後、22年度に作成いたしました平成23、24年度の実施計画の中で、現在、整備中の本郷通りの完成がめどがついたと、つくというような考え方から、引き

続き、街路の整備を進めていきたいということで、那須塩原駅周辺の外環道路の整備ということで、平成24年に事業に着手するというような計画を策定したということでございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 6番、伊藤豊美君。

6番（伊藤豊美君） ありがとうございます。

それでは、順次、再質問に移らせていただきたいと思います。

の再質問。先ほど、お答えはありましたが、もう少し、部長、もう少しこれからの取り組みとか、詳しく、申すことはできないのかと思っています。

例えばですね、この3・3・4について、24年度から詳細設計というか、それを本格的に始めるという部分があると思っておりますが、例えば、この設計をなされて、例えば、あと、何年後にこの実現に向けて、完成に向けて、進んでいきたいんだと。では、何年ごろに、例えば、用地買収をしたり、そして、この完成ができるのかということで、もうちょっとお詳しく教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 淳君） もう少し詳しくというふうな議員のご質問でございますが、先ほど来申し上げておりますとおり、平成24年度に道路の詳細設計を予定して、22年度の実施計画策定に当たりまして、24年度に設計に入るというふうな計画をしたところでございますが、ご案内のとおり、東日本大震災の影響等々によりまして、国庫補助金を初めとする財源の確保が非常に不透明な状況にございます。

このような状況を踏まえまして、関係機関との協議は継続してこうなっている考えでございます

すが、今のところ、具体的に何年度ということは申し上げられないということでございますので、ご了解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 質問の途中ですが、ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番、伊藤豊美君。

6番（伊藤豊美君） 今、休憩が入りましたので、ちょっとテンションが下がってしまいましたが、それでは、6番の再質問に移らせていただきたいと思えます。

きょう、ここに来るときにですね、私は、その現地を見てきました。そして、車をとめて、この場所にこの道路ができて、この地区はどんなふうなんだというイメージをしてきました。そうするとですね、今の現況では、その東側の地域については、今、駅を中心としても、全然整備されていない、全然整備されていないんですね。

そこには、共同の井戸でつくっている田んぼ、それも区画的には小さい田んぼなんです、そのようなところに今度立派な道路ができるということで、本当にこれは、すごいいい事業が今度、なされる、短期的な話で私はしていません。10年くらいの長いスパンを持って、そのように感じているのですが、本当にそんな形で見えてきました。

で、那須塩原市の駅からすると、大体、ひょっとしたら500mの円の中に入ってしまう地域のかなと思っております。

ちょっとそこでお聞きしたいのですが、今現在、庁舎の問題もですね、あると思えます。で、庁舎の問題については、那須塩原駅の近辺ということをやっております。そこでちょっとお伺いしたいのですが、この地域、今から浮き上がってくるその地域なんです、これも庁舎の候補地の一つと考えてよろしいのでしょうか。

議長（君島一郎君） 伊藤豊美君に申し上げます。これは、ただいまの質問に対しましては、東側のまちづくりの中の、という考え方、その東側のまちづくりの中に市の庁舎をという考え方でよろしいのでしょうか。その辺、市の庁舎の問題とまちづくりの関連について、詳しくお願いをしたいと思えます。

6番（伊藤豊美君） 実は、ここの場所については、そういうふうに、那須塩原市からすれば、これから宝が眠っている地域かと、宝というのはおかしいかな、ほんと、それだけ開発すればすばらしい土地になるんだよという頭で考えておりましたので、今、そのような発言をしてみました。

それではまた、続けたいと思えます。

ほんとね、今、言ったようにすばらしい土地なんですよということをわかってもらいたい。ですから、今後、活発に、活発というか、積極的にこの部分を市長には言いたいのですが、本当に進めていただきたいと思っております。

それでは、ここまで言ったらあれになってしまいます。大変失礼しました。

それでは、ちょっと視点をずらしたいと思えます。

6番の問題に移りたいと思えます。

6番の問題については、進捗状況ということでお伺いするんですが、これは、ここにこの今またずっとやっている要望書というものを私は持ってきました。この要望書の中に、やはり、歩道の整

備というものがあるんですね。歩道の整備について、今、この中でうたっているのは、3,400m、大田原市練貫地内、それから、那須塩原市三本木地内3,400mの区間を歩道の整備をしていただきたいという部分であります。

ですが、この大田原については、年々、刻々と、本当に計画をされているように、今も歩道の整備がなっております。

一方、那須塩原市、これ、境の問題になってしましますが、那須塩原に来たら、全然進んでいないという状況、これ、建設のほうでも多分わかると思うんですが、その辺のところちょっと答弁願いたいのですが、どういうことなのか、よろしく願いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 淳君） 期成同盟会の関連とそれから歩道の整備等々の進捗ということでございますが、まず、議員おっしゃる3,400mということですけども、那須塩原地内といいますか、それは1.1kmぐらいになりますけれども、その前の起点の変更があわせて今検討されておりますので、どうしても、早期な着工というのは難しいのかなというふうに私は考えておりますけれども、いずれにしても、県のほうに先ほど来、議員、おっしゃるように期成同盟会で毎年、歩道の整備と起点の変更については要望しているところでございますので、そのような状況があるのかなというふうに考えています。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 6番、伊藤豊美君。

6番（伊藤豊美君） 部長、ありがとうございます。

本当に、私にとってはわかりやすい答弁でした。やはり、今度、4番の起点の変更と歩道の整備

の話に進めさせていただきたいと思いますが、やはり、3・3・4ができることによって、国道4号とぶつかったところですね、そこが丁字路だけで終わるのでなく、やはり、そこを十字路にして、本当に交通の便をよくするんだと。それをすることによって、本当にすばらしい町ができてくるんだという話だと思います。私もそのとおりだと思います。

ですから、この那須塩原市において、大田原ではきちっとこの歩道の整備はされていますが、那須塩原市においては、その起点の変更があるので、あわせて考えなくてはならない部分があるので遅くなっているんだという判断でよろしいのでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 淳君） 議員、おっしゃるとおり、そのような認識といたしますか、見解でよろしいかと思えます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 6番、伊藤豊美君。

6番（伊藤豊美君） ありがとうございます。

ほんとね、この起点の変更というのは大きな事業になってくるのかなと、それも思っております。

今後、大田原市から今度上へ上がるときに、あの地域は、県道のわきにうちがあり、堀があり、うちがあり、ほんと難しい状況になってくるのかなと思いますが、どうぞその辺も、どういう対応というか、今後、どういうふうにしていくか、どんなふうになっていけば一番いい状況で、その地域がよくなるのか、そういうことも考えて、地元の人たちにも意見を聞きながら進めていければいいのかなと思っているのですが、そんなことを踏まえまして、進めていただきたいと思います。

大変、取りとめない話になって、皆さんには大変申しわけないのですが、私の質問、これで1番、2番、終了させていただきます。

ありがとうございました。

議長（君島一郎君） 以上で、6番、伊藤豊美君の市政一般質問は終了いたしました。

鈴木伸彦君

議長（君島一郎君） 次に2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 議席番号2番、敬清会、鈴木伸彦でございます。

市政一般質問通告書に基づき、質問をさせていただきます。

1、財政について。3月22日、総務部財政課よりお示しいただいた中長期財政見通しに対する東日本大震災の復旧費として約10億9,000万円の追加補正の影響と、今回の災害や電力不足による経済情勢の変動による市税等の見込み及び長期における財政ビジョンについてお伺いいたします。

1、震災による追加的支出、経済情勢の悪化に伴う市税の減収等の見通しと23年度予算への影響についてお伺いします。

2、中・長期見通しで、想定している中期シナリオの収支ギャップにおける10年間の累計は42億2,900万円となるが、そのギャップをどのように埋めていくのか、具体的な施策案についてお伺いします。

3、普通建設事業費は、都市計画道路、島方・上厚崎区間の建設、小中学校の耐震化や建てかえ、新庁舎建設、旧焼却炉の解体、維持修繕、インフラの延命工事など、どの程度、この見通しに反映されているか、お伺いします。

4、労働者人口、団塊の世代の高齢化など、20

年後にかけての本市の財政イメージをお伺いします。

以上、よろしくお祈いします。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 2番、鈴木伸彦議員の市政一般質問にお答えをいたします。

1の財政について、4点ございますので、順次お答えをいたします。

まず、の震災による追加的支出、経済情勢の悪化に伴う市税の減収等の見通しと23年度の予算への影響について、お答えをいたします。

今回の震災に伴い、緊急的に追加をした予算は、約12億円であります。中小企業支援としての貸付金5億円や災害復旧に係る補助金、災害復旧事業債は、新たな財源として確保される見込みであることから、影響は少ないものと考えております。

しかし、景気の動向や市内工業生産施設等の被害状況によっては、市税収入への影響も考えられます。これらのことから市税の減収や固定資産の減免など、状況の把握に努め、適正な対応を講じてまいりたいと考えております。

次に、の中・長期財政見通しにおける収支ギャップ対策について、お答えをいたします。

収支ギャップにつきましては、年度ごとに相当の開きがありますが、前年度繰越金を当初予算ベースでの5億円で見込んでおりますので、実際の予算運用においては、決算ベースでの剰余金が相当見込まれることから、収支ギャップはこれをもって埋められるものと考えております。

また、これまで同様、市債の発行抑制による公債費の削減、職員人件費の抑制、民間委託の推進などによる事務経費の見直しにより支出を削減し、市税等の収納対策強化、使用料手数料の適正化な

どにより収入を確保するとともに、計画的な基金の積立てによりまして、臨時的な事業等に対応できる財源を確保していくことにより、対応していくことが重要であると考えております。

さらには、単年度での調整が困難な場合には、複数年度にわたり、歳入歳出の状況を総合的に判断し、対応していきたいと考えております。

次に、ですが、普通建設事業の中・長期的な財政見通しの反映についてお答えをいたします。

普通建設事業につきましては、平成23年度の当初予算額をベースに事業完了が予定されております那須塩原駅北土地区画整理事業などの特殊要因を除いて、試算をしており、計画的に実施する小中学校の耐震化事業を初め、市道の整備や維持補修、市民生活を支えるインフラ整備など各分野にわたる事業を反映いたしております。

次に、の20年後における、本市の財政イメージについてお答えをいたします。

10年後の財政イメージは、お示ししたとおり、歳入では、地方交付税が減少し、歳出では社会保障費などの扶助費が増加するものの、公債費が減少することから、予算規模では約17億円、率にして4.2%程度の減となります。

人口の減少や高齢化を反映した比較的バランスのとれた財政状況であるものと考えております。

また、20年後の財政イメージにつきましては、景気の動向や国の財政状況、また、人口や高齢化率などの総合的な判断が必要となることから、現時点での判断は難しいものがあります。

しかし、社会システム、経済状況が現在と大きく変わらないと想定した場合、収支ギャップ対策でお答えしたように、歳出の削減や、歳入財源の確保など、持続可能な財政基盤の確立を行うとともに市民サービスの維持と新たな市民ニーズに対応した行政運営が実施できる健全な財政運営が維

持できるものと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） ありがとうございます。この質問は、震災の前に今議会でぜひ、やってみたいと思っていたところです。

この3月に出された中・長期見通しというのは、この日本経済が、1,000兆円を超える借金を抱えようとしている中で、地方自治体がどうすればいいのかというふうに思っていたものですから、すぐ参考になる資料だと思って拝見させていただきました。

これを見ますと、今、市長がおっしゃられたように、本市の財政については、どこかでは財政破綻した自治体もありますけれども、印象として堅実であるなという印象を抱きました。

その安定的な財政の中では、どのようなことができるのかというふうに考えたものですから、質問させていただいているんですが、再質問になりますということですが、とりあえず、1番についてはお答えいただきましたが、これまでの質問の中にも総額12億ですか、そのうち、8億程度は返ってくる見込みがあるということですので、単年度、本年度については問題がないというふうにお伺いしております。

また、中・長期的な部分について、私が足し算をただけですが、42億9,000万になるわけですが、それを繰越金などを加えていくと、ちょうど5億ということですので、これについても問題がないというふうにお答えをいただきましたので、安心いたしました。

さらに、3についてなんですけど、毎年、中間シナリオでいきますと、30億から40にさわるくらい、ちょっと超えた、20年度は超えていますけれども、

そういった建設、普通建設事業費というものを立てているようですが、この中で、できたらもうちょっと詳しく、ちょっと興味のあるところですけども、新庁舎建設、それから小中の建てかえというのが、長い間で見たとときに、この財政の中で、現実性が、今の状態ですね、これまでの状態の中では可能性がある財政状況なのかどうか、ちょっとお答えいただけますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） 今回の中期ビジョンにつきましては、普通建設事業の部分につきましては、平成23年で実施する事業をこれからも事業名はわかりますけれども、同じような規模でやっていくという方向のもとでつくっております。

で、特殊要因は除いておりますけれども、仮に、後期振興計画の中で、庁舎を建設するというような話になればですね、その財源については、やはり、単年度で考えるのか、複数年度で考えるのかという形になりますけれども、そういった部分の財源としての十分手当てできるものと考えております。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 今現在、私の周りでも、県道、国道の改良工事、市道もあります。

それから、先ほどの伊藤議員の中にもありましたけれども、ああいった事業など、まずは市道なんですけれども、そういったインフラが今までも新しくつくられている、これからも、同じように市内のどこかで道路が新しくできていたり、学校が建てかえられたりという、維持修繕ではなくて、ある意味、ある程度、夢を持って、新しくやっていく財源も今の中ではあるというように解釈したんですが、そういうイメージでよろしいでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） 今、議員おっしゃったようなイメージで結構だと思うんですが、これからの事業につきましては、先ほど言いましたように、当然、事業を起こす段階の中では起債も見込める。ですから、その起債をいかに総量的に抑制しながら、健全な財政を運営していくかという形になるかと思えます。

そういった方向で、今後、財政を運営していくということになるかと思えます。

以上です。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 安心しました。ありがとうございました。

4番に移らせていただきます。

できたら、これから借金を抱えた日本の中で、地方自治がどうやって生き延びていくかという心配を今からしていかなければいけないと、皆さん、されているところだと思いますが、次の世代が借金まみれにならないように、この財政の中でやっていきたいと、そういうふうにして質問をさせていただいたわけですが、確かに、20年後というのは、市長がおっしゃるように経済状況がどうなるかはわかりませんので、市長の答弁をいただいたことで私も了解いたしました。

大事なのは、これからも無駄のない、効率のよい行政ということで、今後も今までどおりしっかりやっていただければと思っています。

そういうことで、1の財政については終わらせていただきます。ありがとうございました。

では、続きまして2、那須塩原市商工会と西那須野商工会の合併について。

3市町が合併してから6年が経過した中で、昨年は、旧塩原商工会と旧黒磯商工会が合併し、那

須塩原商工会が発足しました。しかし、西那須野商工会は合併しておりません。そこで、お伺いします。

市内に2つの商工会があることに問題はないか。またどちらかの商工会に不利益になるようなことはないか、お伺いします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 2点目の那須塩原市商工会と西那須野商工会の合併についてのご質問で、市内に2つの商工会があることに問題がないか、また、どちらかの商工会に不利益となるようなことはないかについて、お答えをいたします。

商工会は、商工会法に基づき、市町村における商工業の総合的な改善、発展を図るための組織として設置され、経営指導、相談、講習会開催などの事業を通じ、会員事業者の経営改善を行っております。

このような商工会の事業は、本市の商工業の振興及び産業の発展に大きな役割を担っていただいていることから、市では、運営費の一部を補助しております。

市内商工会の合併につきましては、平成18年8月に3商工会合併研究会が発足、合併に向けた検討が始まり、合併協議会に移行する直前の平成20年8月に西那須野商工会から将来的には市内商工会との合併を志向するが、当面、合併を見合わせたいとの意向が示されたことによりまして、黒磯商工会と塩原商工会での合併が行われました。

県では、県内の商工会の合併について、商工団体の自主的な合併を促進しており、市としても商工会の機能強化と効率的な運営のためには、市内の2つの商工会は、1つであることが望ましいとは考えております。

また、現在の状況で、片方に不利益になるようなことはないものと考えております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） ありがとうございます。

最後の、どちらの商工会にも2つあることで不利益はないということなのですが、そうしますと、国のほう、地方自治体に対して望ましいのは1つであるというふうにはとらえているのでしょうか。議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 私ども行政からいたしますと、先ほど申し上げましたように、1つであることが市内商工業者へのいろいろな施策の展開と、あるいは、商工会さんそのものの効率的な運営も図れるというふうな意味もございまして、1つであることが望ましいというふうには考えてございます。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 1つが望ましい、だけれども、2つあることに市としては問題がないという答弁だったと思います。

では、那須塩原市商工会、または、もう一つの西那須野商工会の考えなどはどのように考えを持っているかは、ご存じでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） それぞれの商工会のほうでどういうふうな考えを持っているかというふうなご質問でございますが、先ほどの答弁の中で、平成20年、ちょうど合併研究会が始まって、約2年後ですね、西那須野商工会のほうから将来的には合併を志向するが、当面、合併協議に参加するのは見送るということでありました。そのときにも、そのほかに、将来的には、いわゆる時期

尚早というふうな会員さんの考え方が大幅に反映したんだということで、その通知の中にも見送るけれども、従来以上に広域連携を強化すると、それから、可能な限り、共同事業を推進して、将来に向けて会員交流の拡大をしていきたいというふうな通知文に記載もございますので、西那須野商工会さんについては、そのような現在もお考えであるかなということで、受けとめております。

さらに、那須塩原市商工会についても、いつでも合併を受けるといいますか、門戸を当然開放しておくということで、当時も現在もそれはかわりないものというふうに市のほうではとらえております。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 合併して6年がたって、やっぱり、地域の一体感というものをつくろうということで、市長もこれまでのお話の中には、そういうことを願って醸成させてきたのではないかと思います。で、今、そういう中で、この2つの商工会の皆さんは、本当は、私は合併していいのではないかという気持ちがあるけれども、どこかに理由があって時間がかかっているのではないかなというふうに、私としてはとらえています。

また、一般の市民にとっては、補助金を受けている商工会が、6年もたつてなぜ1つにならないのだろうと、本来、なるべきものが2つあるというのは、何かちょっと違うのではないかなと感じている節もあると思うのですが、そのあたり、どのように思いますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 先ほどは、それぞれ2つの商工会の会員さん、あるいは、役員さん方のお考え、さらに市のほうのお考えということで、申し上げたところでございますが、一般市民

につきましても、確かに議員がおっしゃるように、もう合併して6年、7年目になっているということで、そのような感覚はお持ちではないかなというふうにはとらえております。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 一度、合併をしようとして始まった協議会が中断になっている状態であると思いますね。で、その合併の難しさというのはです。もし、データがあれば、栃木県内のよそで合併した市町村の中にある商工会の合併の状況などは、データはお持ちでしょうか。あればお答えいただければと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 県内でも市町村の合併が進んでございまして、1つの市町村に、村はないですが、市、町に2つ以上の商工会があるという事例は、ほかにもございます。それぞれにつきましては、それぞれの地域なりの事情といいいますか、そんなものがあるのかなということで、情報といいいますか、データだけは持っておりますが、いずれも見直し、あるいは合併に向けて検討中というふうなことで聞いてございます。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 私がもしかすると正確ではないかなと思ってお伺いしたんですが、合併した、ここにあるのは、県内の12自治体の合併した自治体と、それからそこにある商工会のその組み合わせ的なものがあるんですが、ざっくり言いますと、概略で言いますと、合併できているところは、これは、烏山市と那珂川町が2町ですね、ここは合併をされているようですが、そのほかについては、やはり、1つにはなっていない、または、会議所と商工会があるので、合併していないというのが現実であると。こういうことからしても、なかな

か、合併となると、いろいろな思いがあって難しいのかなというふうには、この県内の様子を見渡しても思いました。

そういった中で、先ほどちょっと聞くのを忘れたのですが、平成23年度から局長職というものの考え方が、補助金の考え方が変わったのではないかと思うのですが、その辺、部長のほうからちょっとご説明いただければと思うのですが。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 局長職が補助金の関係でなくなったという、その件ですね。先ほどの答弁の中で、県の話もちょっと出ましたけれども、商工会につきましても、県の商工会連合会というものが組織されてございまして、今まで、県の補助金については、それぞれの単位商工会に県から直接来ていた形が、今年度から県の商工会連合会のほうに一括で補助金が行くようになりまして、で、その連合会から各単位の商工会に流れてくるといいますが、そういう形になったと。で、その1つの理由がですね、法的に1つの町村の区域に1つというのは、商工会法で決まっているということもございまして、ただし、市町村の合併等があった場合には、特例として2つ以上当然あってもオーケーということにはなっておりますけれども、それらを総合的、総合的といいますか、それらからしますと、商工会の職員そのものも県の商工会連合会のほうで一本化になったというふうなことも聞いてございます。そのような絡みと、県のほうの1つの町村で1つというふうなことと両方をあわせまして、局長職については2つ以上、商工会があっても局長職の補助金分については、1つに交付するというふうな県連の方針になったというふうには聞いてございます。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 23年度からだと思うのですが、那須塩原市商工会には、局長職があって、単純に言うと、西那須野商工会には、今年度からですかね、局長職がない、それは、補助金のほうの職員の予算がいただけないということで、片方はなくなったというふうには私はちょっと、ざっくりですけども、解釈をしています。

そういったことで、旧西那須野町の、西那須野商工会の会員の皆さんには、事務的な職員がない部分で、今年度から職員が大変なのか、サービスのほうが減るのかということに何か不都合はないかなという思いもありまして、この質問というか、話をさせていただきました。

市としては、特に問題がないというふうには先ほど答弁をいただいたのですが、それでは、それではといいますか、私もここで質問するに当たって、若干、話を伺ってきた上での話をさせていただきますと、合併するスケールメリットというんですかね、市町村も合併したように商工会も合併すれば、印刷物とか、イベントとか、そういったもの、それから、何か物事を決めるときにも話が早いというメリットはあるというふうには聞いております。

で、逆に商工会のほうで何かを決めて市にお願いをする場合も、または、市のほうから商工会に話を渡すにも2つに言うのか、1つに言うのかでは、やはり、そのスピーディーさ、合理性が、という点で、メリットがあるのではないかというふうには、それから、1つでやったほうが全体の商工会として大きなというか、広がりがある事業ができるのではないかというようなこともあって、必ずしもその話を聞けば、合併がよくないということとか、無理がない、そういういいメリットもあるので、というふうには聞いてまいりました。

ただし、先ほどのデータにもありますように、

よその合併したところでもそう簡単には進んでいないということではありますので、まだまだ、実は、まだ、時間はかかるのかなど。ただし、1つになっていこうという気持ちは、私は感じられておりますので、そういうことで、市にお願いしたいのは、1つの市内にある商工会ですから、対話を進めるテーブルを用意するなり、いい機会をつくっていただいて、今後も問題がないということではなくて、できれば、少しずつでも会員の皆さんの気持ちを醸成して1つになっていくような、醸成をしていく、市のお手伝いを願って、私のこの質問については終わらせていただきたいと思えます。

ありがとうございます。

続きまして、3に移ります。

3、赤田工業団地の今後の方針について。

建築基準法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく東武商事（株）の乾燥施設操業時間延長（24時間）の申請は、現行法に照らし、本年1月に許可となっております。

また、事業者の2期計画（焼却炉）は感染性医療廃棄物なども処理対象とした大規模であり、地域住民にとっては、決して受け入れがたい施設であります。

しかし、この申請においても現行法のもとで阻止することは非常に困難な状況に来ているのではないかと思われま。

そこで、お伺いします。

1、2期計画の審査及び許可までの事務処理期間等の状況と市として産廃施設はもう要らないという立場からどのような対応をされているか、お伺いします。

2、許可となった場合の、環境面での安全・安心に対する施策についてお伺いします。

3、工業専用地域内に農地や宅地が存在するこ

とは、現行法の制度に照らし、適正であるか、また、このような問題を抱えた工業団地に対し、将来はどうあるべきかをお伺いをします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 淳君） それでは、初めに の焼却施設等を含む中間処理施設であります2期計画の審査状況及び市の対応についてお答えをいたします。

焼却施設等を含む中間処理施設は、建築基準法及び廃棄物処理法に基づく許可が必要となります。

建築基準法第51条のただし書き許可につきましては、平成22年11月4日に申請を受理し、現在、慎重に審査を行っております。

また、廃棄物処理法第15条に基づく許可申請は、平成22年10月29日に県で受理され、同じく審査中とのことであります。

次に、市の対応といたしましては、地元住民との意見交換を行いながら、2期計画の詳細な検討を行い、廃棄物処理法に基づく意見照会とは別途に疑問点について許可権者である県に意見書を提出しております。

なお、本市は、産業廃棄物の処理施設が過度に集中している状況から新たな処理施設の設置については、抑制することを基本的な考え方としております。

以上です。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 私からは、 の許可となった場合の環境面での安全・安心に対する施策についてお答えをいたします。

ただいま、建設部長がお答えをしたとおり、現在、いずれの許可申請書につきましても審査中ということでありますので、現段階では、お答えできません。

以上です。

議長（君島一郎君） 建設部長。

建設部長（君島 淳君） 続きまして、3番の工業専用地域に農地や宅地が存在することは、現行法の制度に照らし、適正であるか、また、このような問題を抱えた工業団地に対し、将来的にどうあるべきかについてお答えをいたします。

用途地域につきましては、都市の将来像を想定した上で、住居、商業、工業等の土地利用の根本をなす基本的な枠組みとして定められたものであります。

工業専用地域は、工業に特化した土地利用を図る地域でありますので、企業が立地することが望ましいものと考えておりますが、農地や宅地の存在が現行の法制度に抵触するものではありません。

また、将来的なあり方につきましては、既に多くの企業が立地し、都市計画マスタープランに沿った総合的な業務機能を有する工業団地となっていることから、引き続き、工業専用地域として市の産業振興を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） では、再質問させていただきます。

の事務処理等は、建築基準法、それから、廃掃法とも今現在は審査中ということでしたが、事前協議が済んでいるものですから、本来、事前協議制度があるということは、事前協議が終われば、国の法律に基づく申請というのは、ある程度の期間で許可される見込みが立ってしまうと、手続はそんなふうに私は解釈しております。

今後の時間的な余裕というか、それから、許可を、許可にならないというんですかね、阻止をするという立場で物を言いますと、そういった手だ

て、可能性、その時間的なものと阻止に向けての可能性について、お答えいただきたいと思えます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 淳君） 2つほどご質問があったかと思いますが、まず、1番目の阻止をできる可能性があるかというご質問に対しましては、また、もう一つ、許可の時期はいつごろかというふうな質問かと思いますが、建築基準法51条但し書きの許可につきましては、原則といたしまして、都市計画上支障があるかないかという有無を審査するものでございますので、阻止をすとか、しないかというふうな種類のものではないということで、現在、詳細な検討を行っているということでございます。

また、許可の時期はいつごろかということでございますが、先ほども述べましたとおり、現在、審査中でございますので、お答えできかねます。

以上です。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 今まで、24時間の乾燥炉の中で建築基準法51条のただし書きは、いろいろ議論を重ねたのですが、結局、現行法制度のもとでは、その1ということですので、工業専用地域だということで、力不足で、法律どおり許可になってしまったということですが、それを踏まえると、その51条というのは、今回も許可にならざるを得ない可能性のほうが高いのかという気持ちであります。

ただし、廃掃法がありますが、もう一つは、答えていただけるかどうか、ちょっとわかりませんが、都市計画法という許可が、今後、あると思いますね。その都市計画法の中で、具体的に言ってしまうと、1ha超えれば、雨水の放流許可という部分があると思うんですが、それは事前協議

の中でも審議されているのではないかと思うのですが、それについての、その放流許可がなければ通常、あそこの工業専用地域での扱いでなければ、一般の白地のところであれば放流許可が出なければ開発許可が出ないと、で、開発許可が出ないということは、施設ができないので、本来、廃掃法の許可も出ないということになるのですが、その考え方はどのようになっているか、ご説明ください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 淳君） 都市計画法関係の放流関係につきましての同意ということかと思いますが、2期計画につきましては、都市計画法第29条に規定します開発行為に該当いたしますことから、また、計画面積は1haを超えるということなものですから、雨水の放流については、施設管理者であります市の同意が必要となります。

以上です。

議長（君島一郎君） 質問の途中ですが、ここで、昼食のため休憩いたします。

午後1時会議を再開いたします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 1時00分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 休憩前の最後に同意が必要であるというふうにお答えをいただいたんですが、工業団地をつくったわけですから、その当時は優良企業に来ていただきたいということで、誘致制度も西那須野時代は、そういう条例などがあつた

はずです。その当時、そういった条例があつたかどうかと、なくなつたらば、なくなつたと確か聞いていたんですが、そこだけちょっと確認をさせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 西那須野町当時、企業誘致に関する条例等は設置されていたと聞いてございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 今、その条例がなくなっているかと思うのですが、この東武商事が建っている場所は、場所というか、事業は、誘致制度が終わつた後に入ってきたと。そういう中において、同意を出すに当たって、同意ですから、市の考えとして、余りここで明確に答えていただいているのかどうかという疑問はありますが、その同意を出すについて、同意を出す条件、ないし、何かそういったものは、あるのでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 淳君） 同意を出すのに、そういった内容といいますが、そういったものはどうなっているのかという質問かと思えますけれども、現在、関係各課で協議中でありまして、協議が調い次第、条件が整えば、同意をするというような形になるかと思えます。

以上です。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） お答えいただきまして、ありがとうございます。

答えていただいた内容がちょっと、阻止するか、できる可能性という点からちょっとはずれているんですが、市の考え方はよくわかりました。

それでは、1番については、手続の状況ということで了解いたしました。

2番について質問させていただきます。

とりあえず、許可になっていないのでという、正確なことは答えられないということだと思っておりますが、今のように許可の可能性は高いという状況の中で、では、その先をそろそろ考えなければいけないというふうに考えていまして、現在、1期のほうが大気汚染測定などをしていただいておりますが、この2期のほうが、焼却炉ということで、燃やすということで、あらゆる、15品目を受け入れるという状況の中で、公的なものだけではなくて、市として、その測定回数とか、項目とか、そういったものを強化するような意味でやっていただける可能性はあるかどうか、ちょっと、お答えいただけますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 2期の件でありますけれども、現在の時間延長の部分、1期と申しますか、については、もう既に大気汚染防止法による3項目について、年に2回行うということで決定をしております、実際、事業者の敷地に入りますから、事業者との協議中という状況であります。

で、2期について、そういった項目をふやすかどうかということでありますけれども、先ほど申し上げましたとおり、現在、審査中ということがありますので、これについても控えさせていただきます。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 了解しました。

考え方としては、放射能もそうですが、目に見えない、におわないという物質であって、環境的な生殖機能とか、そういったことまで影響する、

がんとかですね、影響する物質が出る可能性があるんで、万が一そういうものが出たら、すぐわかるような物質を特定できないことがまた難しいのでしょうけれども、そういったものに対して、測定をしていただけるよう、今後とも取り組んでいただければと思います。

2番については、これで終わりにします。

3についてですが、お答えですと、工業専用地域ということで、これからもその考えを継続していきたいというお答えだったと思うんですが、今、工業専用地域ということであっても、工場がですね、来ていただける状況にはないと思うんですね。かつ、今現在でも、ずっと何十年もの間、農地であって、だけれども、都市計画税なども取られていますし、そういった現実の状況からしますと、私は、先に、質問ではなくて先に言ってしまうと、ここは、地元の方とも話をしたんですが、現在農地のところは、ベストから言いますと農振地域というような用途がえをしたらということ、そのほうがいいというような地主さんの、地権者の意見がほとんどでした。

また、どうこういうわけではないんですが、埼玉とか、よそで工業専用地域はつくったけれども、企業がこのような日本の状況の中では来ないということで、グレードダウンで工業専用地域にしている、そのほうが土地が動く、これは、自分で持っていればそういう考えになるんですね、これは、自治体を持っていたりすれば、何とかしなければいけないというふうな気持ちで、少しでも財政上の観点からもそういうふう考えるのだと思うんですが、今、民地であるゆえに、税収はあるので、真剣に考えてはもらえないのかなとは思っているんですが、現況からすると、そういう方向性が私は具体策としていいのではないかと考えているんですが、それについて、ご意見をお伺いしたいと

思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 淳君） 質問の内容としましては、利用されていない民地と申しますか、そういったものを工業専用地域から農振地域に変更できないかというご質問かと思いますが、用途地域は、土地利用の状況からいたしまして行う、現況に基づきまして、行うべきではないということで考えておりますので用途地域を廃止するというふうな考えは現在のところございません。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 工業専用地域であると、今、問題視されているような施設は、工業専用地域だから建てられるというか、どこにも行くところがないければああいう施設は来るというのが、法律の中なんですね。そうすると、その逆にその法律に逆らうではなくて、法律どおりにやろうとする、市がもう要らないというのであれば、あそこを、あいった施設はもう来ない、あその工業団地ができるときの考え方は、公害のない安全な工場ということだったわけですが、今となって、工場が積極的に誘致する予定がないのであれば、自然を守る、環境をよくするという意味で、市の自立的な、自主的な考え方でそのように変えていくことが私は望ましいのではないかなと。それについて、変えていこうとするならば、問題点があるかどうか、法的に不可能なのかどうか、お答えいただけますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 淳君） 用途変更ということでございますけれども、現在の、赤田工業団地には、主たる用途といたしまして、想定しておりました

多くの企業が立地をしております。また、県及び市が定めておりますマスタープランに沿った工業団地となっておりますことから見直す考えはございません。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 見直す考えはない、私は、法的に用途変更は可能かどうか、見直しは可能かどうかということもあわせてお伺いしたので、それについてもお願いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 淳君） 可能性があるかということのご質問でよろしいですか。

仮定的なお話ですので、一概には申し上げられませんけれども、今後、状況が、将来ですね、例えば、先ほど申しましたマスタープラン等々の変更がありました、あるいはその状況が、非常に工業団地と申しますか、専用地域の中での状況が変わってくるということになればですね、一概には申し上げられませんけれども、地元との合意形成とか、あるいは県などの調整等々に基づいて、仮にの話で申し上げますと、事務的な時間というのは、おおむね2年ぐらいかかるのかなというふうに思われます。以上です。

これは、あくまでも想定範囲でございますので、ご了解いただきたいと思っております。

議長（君島一郎君） 建設部長。

建設部長（君島 淳君） 法的に可能かというふうなご質問でございますけれども、法的には可能でございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 2年ほどかかるということで、法的にはかかるということは理解できました。

ありがとうございます。

とにかく、地元としては、そういった施設、そういったこういう公害のおそれのある想定外のことが起きる可能性のある時代ですから、できればそういうものがないというふうに、つくらせないということを強く、かたく思うには、やはり、県の事前協議制度の中でも、工業専用地域であるということであれば、その1期のときに阻止できないというのがほぼ見えているので、市としても本気で、市民の声、負託にこたえるということであれば、1つの方法としては、その用途がえをしていただき、できる。

もう一つだけちょっとお伺いしたいんですけども、工業団地として今まで名前と呼ばれていたわけですから、通常、工業団地というのは、行政が、公的機関が持っていることが多いんですが、とても不可能かと思いながら、そういうふうに買い上げるといような考え方はあるでしょうか。議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 現在のところ、用地を買い取るという考えにつきましては、ありません。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） なかなか難しいと思いつながら質問はさせていただいています。

ただし、今の法律の中では、今ある施設ができしまったとおり、住民がいくらがんばっても法的なこと、どうにも解決ができない、であれば、この今回の趣旨は、じゃ、法律にのっとった形で、住民や、住民というか、市民の意向を達成できる方法としては用途がえ、それから、土地の本来あるべき市の所有という形にすることが、阻止に向けた、確立されたやり方だろうと思うので、それについては、きょうの質問の中では、お答えいた

だけないとは思いますが、そういう選択肢があるということで、市のほうでも今後、ご検討いただきたいと。で、地元のほうでは、用途がえについては、すべてではないですけれども、そういう気持ちがあるということは、私は、確認をとっての質問であります。

ということで、この赤田工業団地の3番の件については、終わりにさせていただきます。

続きまして、震災後の対応について。

震災による影響を受けた者について、今後の対応をお伺いします。

また、原子力発電からの脱却とCO₂削減への取り組みとして新エネルギーについてお伺いします。

1、夏の消費電力削減対策について、お伺いします。

2、風評被害の状況と対策についてお伺いします。

3、放射線測定値に対する考えと対応についてお伺いします。

4、失業者はふえていないか、また、その対応についてお伺いします。

5、市の施設の復旧見直しについてお伺いします。

6、経済産業省が推進する次世代エネルギーパーク計画、新エネルギーについて、市の取り組みについてお伺いします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） それでは、4の震災後の対応について、私からは、 、 、 についてご答弁申し上げます。

夏の消費電力削減対策につきましては、6月9日の平山啓子議員の一般質問に答弁したとおりであります。

の放射線測定数値に対する考えと対応についてお答えをいたします。

市では、国の基準に照らし合わせて対応をまいります。また、6月7日、みんなのクラブ那須塩原、中村芳隆議員の会派代表質問に答弁したとおり、今後、市でも独自に測定をする予定であります。

経済産業省が推進する次世代エネルギーパーク計画は、新エネルギーを初めとした次世代のエネルギーに関する周知とPRを図る目的とした見学、体験型の普及啓発施設を整備するものです。市では、計画そのものについて、取り組みは、現在、考えておりませんが、新エネルギーの取り組み方については、6月10日の若松東征議員の一般質問に答弁したとおりであります。

以上です。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 次に、私のほうからは と つきまして、答弁させていただきます。

まず、 の風評被害の状況と対策についての質問にお答えいたします。

農産物及び観光産業における風評被害対策につきましては、6月9日、櫻田議員並びに先ほど伊藤議員の市政一般質問にお答えしたとおりでございます。

次に、 の失業者はふえていないか、また、その対応についてお答えいたします。

那須塩原市を管轄するハローワークの状況でございますが、大田原ハローワークにつきましては、平成23年3月の有効求人倍率が0.52倍、4月は、0.43倍、もう一つ、黒磯ハローワークでは平成23年3月の有効求人倍率が0.58倍、4月が0.37倍といずれも悪化しております。

黒磯ハローワークによりますと、震災後の求職

者は非常に多いということから、失業者はふえていると認識をしております。

このようなことから、4月に市の緊急経済対策を実施したところでございます。今後とも、雇用情勢は、厳しい状況が続くことが予想されることから、国・県の景気対策や雇用対策の動向に注視しつつ、ハローワーク等と連携をしながら対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 総務部長。

総務部長（三森忠一君） 私からは、 の市の施設の復旧見通しについてお答えいたします。

市の施設につきましては、壁の一部亀裂などの軽微なものから、天井の落下などで施設として使用を休止しているものもあります。主な施設の普及見通しとしましては、黒磯文化会館につきましては、貸し館事業等への最小限に抑えるため、早急な対応を実施したことから、今月8日の段階で、大ホールの改修が終了いたしました。

寺子小学校につきましては、教育機会の早期確保を念頭に設計業務を進めており、今月中に入札を実施、夏休み明けまでには改修工事を終了する予定であります。

また、黒磯運動場体育館につきましては、現在、復旧に向けて準備を行っているところであります。また、市道につきましては、車等の通行を確保するための応急復旧はおおむね終了しており、今後、本格的な復旧工事を実施する予定であります。

なお現在、2路線が通行どめとなっております。いずれにいたしましても市民生活に大きな影響を与えることもなく、おおむね、復旧が進んでいると考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） ありがとうございます。

では、再質問をさせていただきます。

1番、夏の消費電力対策についてですが、市の庁舎は、15%削減というふうに言われていますが、去年の、わかればですが、去年の市の夏のピーク時の対比、15%下がると幾らかと。それは、どのような対応、具体的に、余り具体的でもなく、こんなやり方で大体何キロワットというんですかね、そういう単位で大体落ちますということは、数値的にはできていますでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 本市のこの夏の取り組みについてでありますけれども、今、15%と申しましたが、今年度は、この夏は、市の施設、庁舎初め、市の施設については20%減ということを目標にしておりますが、本市で取り組んでおります環境マネジメントシステムで、電気に関しては、平成20年度を基準といたしまして、21年、22年の2カ年平均につきましては、22.1%の減という、そういう状況であります。昨年、22年の7月から9月における節電は、330万6,766kwという状況でありまして、これを20%削減することになりますと、66万1,353kw削減しなければならない、そういう状況になります。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） その数値を、具体的にどういう施設のこのくらいの電力とか、あそこをどれくらい止めることによってできるとか、そういう答えがいただけたらと思ったんですが、それについて、その先は、市民サービスにそういったことで、支障はないかというところに質問を入れたかったので、あわせて、再度質問させていただきます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 庁舎の取り組みについて、具体的なということでもありますけれども、冷房関係ですが、室内温度、現在、28ということでもありますけれども、30ということでも2上げるということが1つですね。あと、それぞれ消費電力が大きい電気製品もありますので、そういったものの使用について、例えば、電気ポットなどは、業務の話は別ですけれども、電気ポットは使わない、あるいは、冷蔵庫も使わないというようなことを考えています。

それとやはり、取り組みの状況と申しますか、その辺のチェックが肝要だと思いますので、その辺を、それぞれの庁舎に限らず、市有施設の中では、環境に関してそういったものの管理監督者がおりまして、10日ごとにそれぞれの照明関係の状況、全消灯、あるいは間引き消灯とかと、そういった部分をチェックするというので、その辺を十分検証していくと。当然、市民サービスにつきましては、窓口についての照明、そういった部分には十分配慮をして、健康を害するようなことでは元も子もなくなりますので、そういった健康保持、そういった部分には、十分注意をして、サービス低下をしないようにというような配慮をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） もう一度、実は、質問の答え、私が要望した質問ではないんですけれども、要はこの電気を消したら何Wとか、そういうことだと思っんですよ。それを重ねていくと、22万kwですか、こういふうに考えていますという答え、そういう計画ができていくかということをまず聞きたかったんですが、今のは、こんなふうにしたら減るだろうということだったので、多分、今、答えることは無理でしょうから、それは了解しま

した。

健康被害も含めて、節電は20%やるんだということも了解しました。で、きょうの、けさのどこかは、ピーク時間、1時とか2時くらいに多いのに、わざわざ昼休みをずらすとかですね、そうやると、多分、そういう自治体は、こう、折れ線グラフか何かがちやんとわかっていて、そのピークの山をずらすという発想で計画しているんだと思うんですよ。

そういった具体的な考え方をお伺いしたかったんですけども、質問の中にね、細かいことは書いてなかったの、これはわかりました、了解しました。

ぜひ、東電に協力してやっていただきたいと思えます。

1番はそういうことです。以上です。

2番について。これは、今までたくさん質問が出ていますので、とりあえず、一生懸命、市のほうも考えていただいていると思えますので、私からはそのように頑張ってもらいたいというふうに思います。

それから、3、この放射線測定値については、1つだけ述べさせていただきたいのですけれども、何人かが測定値について、いろいろ質問をされていますが、やはり、子どもの体重からしても、それから、子どもの寿命からしても、いろいろな意味で、放射線の影響は大人とは違うということは、今までの議員の方も言っていたとおりなので、しかも、将来のある子どもたちに最大の配慮をして、測定したら生かしてほしい、やはり、きょうあすにね、風邪を引くようなわけではなくて、将来、生殖能力がないとか、女性の場合は奇形児が生まれるとか、それから、甲状腺がんとか、そちらのほう、短期的ではなくて、将来、10年後とか、そういったほうに、私は非常に心配をしていますの

で、測定をすることによって、校庭のど真ん中測るのではなくて、前の議員さん、ほかの議員の方もおっしゃっていましたが、危険箇所があるわけです。通学路にも危険箇所があるので、これから、そういう測定器を購入いただければ、そういったところも測っていただいて、近寄らないような政策をたてていただきたいと思いますが、せっかくだから、そういう予定はありますか。それだけ。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（平山照夫君） 小中学校の放射線量の測定のございですが、郡山市だったですかね、測定をした結果というのがありますが、校庭の線量ということで、10mメッシュで測った結果というのがありますが、校庭そのものは、さほど線量的には影響がないというのがありますが、ただ、部分的に多分、今言われましたように、高いところがあったりとかということもあるのかもしれないので、そういったところも、検討してみたいと思っております。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） ぜひ、長い目で、これから20年、30年とありますので、小学生が一度入れれば6年間も、中学校行けば9年間ありますので、短期的ではないので、よく検討していただければと思います。

あと、幼稚園などは、自主的に土壌改良、除染などを行っているところもあると思えますので、市もできればそういう自主的な行動をとっていただければと思っていました。ここでは、一応、質問としないで、次、いきます。

4については、時間もあれなのでよろしくお願います。

5も了解しました。

6については、小水力発電、風力発電、地熱発電などいろいろ言われています。最初に言った財政状況の中で、那須塩原市が、これからどういうところにお金を使うかということも含めて、那須塩原市の自主的な成長戦略とまではいきませんが、将来の那須塩原市を見据えて、自分の電気エネルギーくらいは自分で賄えるような市を目指して、場合によっては、他地域の分け与えるような、なんてことも考えて、どこかの財団とかそういうところからお金を借りるとか、そういった夢を持ったプランを立てていただければと思っの質問でありました。

大体、以前、答えもいただいていますので、そんなふうにやっていたいただければと思っております。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（君島一郎君） 以上で、2番、鈴木伸彦君の市政一般質問は終了いたしました。

玉野 宏 君

議長（君島一郎君） 次に28番、玉野宏君。

28番（玉野 宏君） 議席28番、玉野宏です。

東北大震災に伴う本市の対策と新しいまちづくりの展望について伺います。

3月11日に発生した東北大震災に対し、被災地では、復旧から復興へと歩みを進めております。新しい地域づくりが目指されております。被災地東北の隣接地であり、東北から首都圏への入口に位置している本市では、被災地の問題とそこから見てきた首都圏の持つ課題が交差する場であり

ます。災害がもたらした影響と実施した経済対策を踏まえ、今後、市が目指す「人と自然がふれあうや

すらぎのまち」の実現について伺います。

市内温泉施設宿泊者への総額1億円キャッシュバックキャンペーンにより、地域全体に与えた効果と課題は、また、キャンペーン利用者の声はどのようなものがあったのかをお伺いいたします。

生乳生産額本州一、震災等による酪農家への影響と現状は、また、これからの課題と対策について伺います。

資源循環型社会の構築に向け、兵庫県等で推進されているグリーンエネルギー導入に対する本市の考えは、また、市が今後取り入れる考えはないか、伺います。

議長（君島一郎君） 28番、玉野宏君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 28番、玉野宏議員の市政一般質問にお答えをいたします。

1の東北大震災に伴う本市の対策と新しいまちづくりの展望について、3点ございます。順次、お答えをいたします。

まず、観光地のキャッシュバックキャンペーンによる地域全体に与えた効果と課題、キャンペーン利用者の声についてお答えをいたします。

宿泊者を対象としたアンケート調査で、キャッシュバックされたお金の使い方についてのご質問に対し、8割の方がお土産や飲食費に充てると伺っておりますので、キャッシュバックによる地域への波及効果はあったものと考えられます。

なお、キャンペーンを利用した皆さんからの声は、好評でありました。

次に、生乳生産額、本州一、震災等による酪農家への影響と現状は、また、それらの課題と対策についてお答えをいたします。

東日本大震災に伴う酪農家の牛舎等の大規模な被害はありませんでした。しかし、東京電力福島

第一原子力発電所の事故によります計画停電が実行されたことで、酪農家においては、搾乳時間の変更等を余儀なくされ、乳用牛へのストレスなど影響が生じました。

さらに、酪農協及び乳業メーカーや資材工場の被災等により生乳の受け入れが制限されてしまい、せっかく搾った生乳を自主廃棄せざるを得ない状況にも陥りました。さらに放射性物質の拡散による影響で、震災後に乳用牛に対する牧草等の給与ができない事態が発生をいたしております。

課題といたしましては、現在、復興へ向けてさまざまな施策が図られておりますが、これから夏場を迎えて、電力消費の増大に対し、計画的に電力消費が抑制されることで、酪農経営に影響が出る懸念が懸念されます。

このほか、放射性物質の影響とその対策につきましては、先ほど伊藤議員の市政一般質問にお答えしたとおりであります。

今後は、国・県からの的確な情報の収集を図り、さらには、農協、酪農協等の関係機関と情報共有するためにも連携を密にし、市内畜産農家に対して、的確な情報の提供と対策に努めてまいりたいと考えております。

次に、資源循環型社会の構築に向けての本市の考え方について、お答えをいたします。

グリーンエネルギー、いわゆる、本市にある自然エネルギーの導入につきましては、積極的に取り組む必要があると認識をしております。

市では、今年度、那須塩原市地球温暖化対策実行計画の策定に着手をいたしますが、温室効果ガスの排出、抑制等に関する施策の一つとして、自然エネルギーの利用促進にかかわる施策について検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（君島一郎君） 28番、玉野宏君。

28番（玉野 宏君） 質問の 観光、 の酪農は、いずれも当市を代表する産業でございます。

質問の3につきましては、3月11日、福島第一原発事故に伴うエネルギー問題をどう考えるか。当市の特性を踏まえての質問であります。

先週の一般質問の中で、議員より行政水準を高めるには、自治体間での学びが重要、自治体に依存しないパイオニアの市民や団体、企業との協働も必要であろうとの問いかけがされております。

そして、専門性を高めることが大切だともありました。職員の専門性を高めるには、当市の特性を知ること、そして、市民、職員、関係者の共通認識と信頼が、結果、職員の専門性と地域の特性を高めていくものと思います。

キャッシュバックキャンペーンをされた問いでございます。

期間中、過去数年間の宿泊客数と同売り上げ数、金額はいかほどですか。

それと、このキャンペーンの企画には、当市で農業、観光、商業、農観商工の連携ということで、つながりがあると思います。それぞれの関係を結びつけるに当たって、関係者との打ち合わせはどのように話し合いがされましたか、お聞きしたいと想います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） まず、観光関係の、ここ数年間の入り込みと申しますか、動向というご質問だったかなというふうに思います。

ここ数年というお尋ねなんです、数年までのデータはちょっと持っておりませんが、年々、入り込み客数、それから宿泊者数につきまして、塩原温泉、板室温泉も減ってはきている実態でございます。

ただ、入り込み客につきましては、宿泊ではな

くて、那須ガーデンアウトレットのオープン以来、入り込みについては、ふえているという状況でございます。ただ、宿泊にはつながっていないのかなというふうな状況でございます。

それから、このキャンペーンを実施するに当たりまして、いわゆる農観商工の連携関係で、それぞれの団体等と検討なり、協議なりをしたのかということでございますけれども、キャンペーンを仕組んでスタートする時点につきましては、観光協会ですね、塩原、黒磯、西那須野、その観光協会を通して、そこに所属している旅館組合さんですとか、いろいろな団体については、その観光協会の中で、それぞれ話し合いといたしますが、協議をなされたということは聞いてございます。

市としては、観光協会さんとの協議を申しあげたと。ただ、そのキャンペーンの期間中、前にも市長が答弁いたしましたけれども、5月7日に青木と関谷の道の駅で、元気宣言といたしますが、安心・安全宣言のキャンペーンを行いました。そのときには、各団体にそこへ参加を呼びかけましたので、その時点ではその、ご協力をいただいた10幾つかの団体がございますが、そこについては、PRの実施の前に、あるいは実施の中で、いろいろ協議やら相談やらを申しあげたということでございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 28番、玉野宏君。

28番（玉野 宏君） いろいろやられたことは、今の答えのとおりであります。キャンペーンについて、1億円で六千何百万という数字が出ていますから、それに対して売り上げは、おおよそ、ざっくばらんに、客単価幾ら、1人当たり幾らという、概算は、私は私なりににはじけるわけですが、ここ昨年、一昨年という形で、そういう一昨年、昨年は、このキャンペーンの六千何

百万は扱っていないわけですから、その売り上げに対しては、普通、商売人というのは、経費ですね、去年、おとしは使ってないという判断をします。今回は、緊急であるということで、キャッシュバックを使って、そのように対処した。その金額は、6,500だと思えますね。そうしますと、商売人というのは、一昨年、昨年より6,500万を余分に使っているということをおぼんは考えがちなと思いますが、その辺は、どう考えますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） それぞれの該当する施設等の売り上げ、ひいては、それが全体的な売り上げということになるものとは思いますが、そういうふうなことでの検討といたしますが、こちらでお聞きをしたとか、そういうことはございませんので、ちょっと答弁のほうは控えさせていただきます。

議長（君島一郎君） 28番、玉野宏君。

28番（玉野 宏君） せっかく、農観商工ということでございますから、そのような費用を使っているわけですから、市長の答弁では8割が飲食、お土産等、効果があったと思うということが確かかどうかというのはですね、よく事前に、把握しておくべきだと思います。

お金の性格は2つあるという言われております、食料、食料を買うお金ですね。それと、使わないでためられていくお金、2つあるということです。パンとか食料は食べればなくなるものですが、お金自身はなくなりません。どこかに流れ、時にはためられ、減りません。今回、使われましたキャッシュバックキャンペーンも受け取ったお金が市内にどのように還流され、幾らぐらいの金額が環流されたのかということをお聞きしたいと思っております。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 先ほど、市長から答弁を申し上げたことにつきましては、今回、キャッシュバックを利用してお泊まりいただいた方、市内、約3,000人の方に、アンケートを申し上げたと。そのアンケートの集計結果に基づきまして、先ほど申し上げましたように、使い道については、お土産、あるいは飲食ということで、約84%の方がお答えをいただいていると。

それから、泊まった宿のほかに、どのようなところに立ち寄るつもりですかという質問も申し上げます。その中では、塩原、那須方面、那須塩原も含めまして、70%、それから、逆に、那須塩原から日光のほうにというのが20%ということで、そういう答えもいただいているおりますものから、それから類推したという形で、おおむね、そのバックされたものについては、還元をされているのかなということでお答えを申し上げます。

実際に、どうだったかということにつきましては、調査をしていませんので、お答えはできません。すみません。

議長（君島一郎君） 28番、玉野宏君。

28番（玉野 宏君） 受け取ったお金の使い方はさまざまだと思います。使わないときもあり、受け取って、市外で使うこともできます。市内の農観商工の関係の中に、どのように流れていったのかなと私は考えております。

一般質問の議員の中に、プレミアム商品券のことについての質問が部長に寄せられ、お答えしたと思います。

そのとき、私の理解ですけれども、プレミアム商品券は、10万円の商品券が8万円で売られ、即物を買って8万円以上のお金を現金化してしまうという趣旨ではないかと思うんですね。

お金の一方でありますふえる、ためる、使わないは、お金字体に付加価値をつけてあるからであります。お金が回らないのは、とまってもふえるからです。

今回のキャッシュバックキャンペーンが地域外に持ち出されないため、現金ではなく、那須塩原市使用限定の商品購入券としてはいかがだったでしょうかと、私は思っています。

なお、この商品券は、使いやすく、1枚500円掛ける6枚と、計3,000円ということでございますね。使用回数としないで、たくさん循環するように、この1枚500円、計3,000円、ある国で実施したそうですけれども、この500円は、今月は500円であるけれども、翌月は450円、翌々月は、400円と減っていくそうでございます。減っていくお金ですから、人は所有している間にたくさん使いたい、でなければということで、たくさんのお金と商品とがその町で動いたそうでございます。

今回、そのような取り組みをされたら、いかなような効果があったのかなと、私は思っております。次回、このようなことは、事故は起きてほしくはございませんが、キャッシュバックキャンペーン等で、再度、皆さんを力づけるキャンペーンを行うのであれば、そのような方法もとれるのではないかと思います。お考えをお聞きます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） ただいまそのキャッシュバックの方法と申しますが、考え方と申しますが、それに関するご提案と申しますが、そんなご質問かなというふうに思います。

今回につきましては、前に櫻田議員にも申し上げましたけれども、まずは、ゴールデンウィークに間に合わせるために、スピード重視と言いますが、スピード感を持ってということでございますし

て、観光協会さんでは、今、議員がおっしゃったようなことも含めて、いろいろなやり方はあるというふうなことで、お考えはあったといいますか、ただ、それにしても、金券化すると印刷等に時間もかかると、いろいろなこともありまして、結局は、今回のような現金でというような形になったわけでございます。

また、先ほどのアンケートの中でも、現金でなくて、もう一回、リピートさせるような形で、地域で使える地域限定の商品券といいますか、そんなものでやられてもよかったのではないですかというふうなことを、意見を書きいただいている方もあります。そのようなことで、今後、もう一度あるかどうかはわかりませんが、今回やったことにつきましては、その内容の分析、それから方法論についても、よく今後の参考になる形で、取りまとめをしておきたいというふうには考えてございます。

議長（君島一郎君） 28番、玉野宏君。

28番（玉野 宏君） 次回、そのような機会がございましたら、地域限定で、何回も、回転を何回もできるような方策が例としてございますから、農観商工の皆様で検討されて、取り入れていただければなと思っております。

次の質問に入らせていただきます。

福島原発事故後、乳牛の飼料に栄養豊富な一番草が使えない、このまま、二番草も使えないと、買いえさでは酪農家がもたないという声が市にも当然、寄せられていることでございます。当市の主産業、酪農業が将来の展望を失いつつあります。3月11日の事故後は、当市全域の安心・安全は万全ではありません。市を代表する酪農業へ、どのような対応をするのが3月11日後の安全・安心に向け、市の行動が問われていると思います。

3月11日前、生乳生産額日本一、このままで、

こういう標語でいいのだろうか。酪農が、酪農家が誇りを持って仕事を続けられるのは、これにさらに飼料自給率日本一とか、生乳加工、販売額日本一とか、酪農後継者日本一とか、家畜福祉日本一とかをつけ加える必要があると思います。

当市では、農観商工という中で、全体を見渡しということで動いております。農観商工の中で、検討していただきたいし、また、酪農家で起きている今回の問題も、広く、市民、農観商工のテーマの中でどう対応していくのか、お答えをお聞きしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 農観商工の中でも、特に農業については、酪農、今、議員がおっしゃいました酪農の占める割合が多いということで、農観商工のブランドの認定関係も牛乳なり乳製品というものが入ってきてございます。そういうことで、それが今回の東電の事故によりまして、この先ですね、どういうふうな形で進展していくのかということで、酪農家が大変困っているということでございます。

それは議員がおっしゃるとおりでございますので、どういうふうな形でその市内のそれぞれの農観商工の関係団体が、どういう形で連携をしてその対策をとれるかということにつきまして、今後、市としてもそういう視点で、関係の調整といいますか、対策を練っていききたいかなというところでございます。

議長（君島一郎君） 質問の途中ですが、ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時08分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

28番、玉野宏君。

28番（玉野 宏君） の再質問に入ります。

一般の東京電力福島第一原発の事故は、今後、日本のエネルギー問題の大転換になると思います。お隣、福島県の人々が避難者となり、生活の場を失い、仕事を失い、家族、希望を失う。住んでいたところ、住めなくなった。生きるために必要な水、食料、空気が生き物を支えてきたもの、生態圏の破壊に結びついております。私たち人類は、ほかのあらゆる生き物たちと一緒に地球の表層部を覆っている厚さわずか数kmに満たない極薄い層に形づくられている生態圏を生存の場所にしています。

原子力発電の根本問題は、生態圏の外部に属する物質現象からエネルギーを取り出す技術です。生態圏に存在しないものを生態圏に持ち込んでいます。生態圏内で使われる安全・安心という言葉は、原子力産業には通用いたしません。事故以後、放射能の計測数値及び数々の処理案に戸惑い、安全・安心が担保されないのはこのためです。生態圏外のエネルギー技術は、使うべきではないという問いと、なぜ、自然再生エネルギーが求められるのかの背景をどう理解しておるでしょうか、お尋ねしたいと思います。

それと、市が提言してきた安心・安全のまちづくりは、これらの影響を受けて、今後どう再提案、発言していくのでしょうか、お尋ねします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） ただいまの再質問で、生態圏のということでの再質問でありますけれども、先ほど、市長答弁いたしましたとおり、

資源循環型の社会と、そういう中で、ご質問ありましたグリーンエネルギー、いわゆる、自然エネルギーの導入、環境適合型のエネルギーということになるとは思いますけれども、そういったところに、市としては、積極的に取り組んでいきたいというふうなことで、繰り返しになりますが、今年度と来年度にかけて、地球温暖化の対策といたしまして市全体で取り組む区域施策これの策定に着手をしていきたいということで考えています。

いずれにいたしましても自然エネルギーの有効利用の促進ということで、検討してまいりたいと思います。

以上です。

議長（君島一郎君） 28番、玉野宏君。

28番（玉野 宏君） 若干、心もとないのですが、質問を続けていきたいと思えます。

質問の背景には、当然、原子力発電の問題、事故の問題がございますが、それと同様、この原発の問題は、お隣の県で起きています。それと同じように、私たちの経済社会構造は、大量生産、大量廃棄物の問題を抱えていました。これは、当市の抱えている問題であります。それと、都市集中の社会構造の限界、日本の財政上の危機、国の借金は、1,000兆を超え、国民の純貯蓄は1,079兆円、差額79兆。これにより、国債が買い取られない、買い取りができなくなる、国債の暴落が起きるのではないかとされており。そうならば、資源輸入国の日本は不利であり、大変な困難に陥ります。いかに国内、地方にある資源を生かすか、都市集中から地方への時代に入ったということと理解をしております。

経済評論家の寺島実郎氏や浜岡原発を抱える静岡県知事川勝平太氏は、那須地方に再可能性を語っております。

生態圏を破壊する原子力発電という社会構造が

ら生態圏が根本の社会構造にライフスタイルを変える気運が高まってきております。原子力で生態圏が壊れますと、生態圏が破壊され、生態圏が破壊されると、社会が壊れます。生態圏と社会が結びついた、そして、生態圏と社会が結びついた文明が破壊されていきます。お隣の福島県で起きていることがこのことを物語っております。

福島と都市の結節点の当市でこれらをどうとらえ、対応するかです。福島の問題と都市集中の問題の解決の場がこの地域にあるのではないかと、私は思っております。福島の問題と都市集中の問題をどのように理解されますか、お尋ねいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 生態圏の破壊ということでのご質問であります。原子力がどうこうというのは、私のほうでコメントはいたしませんけれども、都市集中型から地域主権型というか、そういったことに関しましては、このたび、議員の皆さんにも報告いたしました。緑の分権という形で、本市のいわゆるグリーンエネルギーの賦存量、あるいは、その利用可能量調査ということで、実質的には、国・県からの委託ということでもありますけれども、その結果、やはり、水力の関係、バイオの関係、あるいは温泉熱の関係、この地域にはそういった自然エネルギーがたくさん、賦存量、秘めているというふうなことでございます。そういったことからですね、これから、いわゆる地域主権型というか、そういった形の中で、先ほど申し上げたような計画をですね、着実に進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 28番、玉野宏君。

28番（玉野 宏君） いきなり、生態圏の破壊

なんていう言葉を使っていますが、都市からすれば、都市の産業を代表する酪農がそのことです。草、土、水、えさ、牛、全部生態圏をもとにしています。つながらないことはありません。

地域主権ということでお答えがありましたが、ここに兵庫県、洲本市、南あわじ市、淡路市、3市1県の構想として淡路環境未来島構想というのがございます。通告しておりますから、これはご一読されたと思います。

まず、当市では、この取り組みの可能性をどう考えているか。また、淡路環境未来島構想の別称は、田園からの産業革命が日本を救うという山崎養世さんという方がチーフになって動かしております。この山崎さんの講演会が当市で今月開かれますが、ご存じでしょうか。2つあわせてお答えいただきたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） ただいま、兵庫県の取り組みの件で、ご質問がありましたが、この取り組みにつきましては、1つには、省エネルギー対策と、1つには新エネルギーの導入ということかと思えます。省エネルギー対策につきましては、本市といたしましても平成19年度から那須塩原市版環境マネージメントシステムということで、いわゆる温室効果ガスの削減とか、そのほか、それには、電気量、ごみの排出、コピー用紙、水道量、そういうものもありますけれども、そういったものには、規模はともかくといたしましても、そういった形で取り組んでおるといふふうな状況であります。

また、新エネルギーの導入の中で、今回の、先ほど申し上げました緑の分権事業で取り組んだそれらを基礎といたしまして、今年度の中で、環境連絡会というものを立ち上げて、先ほど申し上げ

ました地球温暖化対策実行計画の区域施策編策定の中で、その方たちから意見をいただきながら進めていきたいということで、この新エネルギーでは、既に、昨年11月から、天ぷら油と申しますか、廃食用油の回収ということで、これも1つの新しいエネルギーの導入かなというふうに考えておりますが、そういったものにも取り組んでいるというふうな状況でありますし、また、クリーンセンターにおきましてもバイオマス発電施設の整備と、そういったことにも既に導入をして取り組んでいるということでもあります。

また、2点目の、ちょっと聞き漏らしましたが、山崎さんの件につきましては、承知をしておりません。

以上です。

議長（君島一郎君） 28番、玉野宏君。

28番（玉野 宏君） 山崎さんの講演等、時間がありませんら、どうぞ聞いてください。

それと、1、2、3ということで質問しましたが、エコロジーとエネルギーが結びつく時代だと、そういう時代を日本の大転換、エネルギーとエコロジーを合わせたエネルギーという言葉を使う人がおります。エネルギーです。それは、裏打ちされたものは、地球科学、生態学、経済学、産業工学、社会学、そして、哲学です。福島東北大震災を受けて、そこから日本は世界に先駆けて実現していく可能性が与えられたと、このエネルギーを提唱している人たちは言っております。

原発の開発とともに進んできた第7次エネルギー革命の時代は、ゆっくり衰退の道に入っていくだろう。かわって、生態圏に戻って、そこに別の豊かさを取り戻そうとする第8次エネルギー革命の時代が隆起する。それに連動して、経済の考え方、思想が根底から転換を始める。社会は、再生への動きを始める。とてつもない災禍をくぐり抜

けた後、日本の進むべき道は、今やはっきりと前方に見えてきているのではないかという提言をつけ加えております。

当市の安心・安全、このようなことを含んで、どのように考えられますか。エネルギーについてお聞きしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 大変、難しいことではありますが、エネルギーということに対する考え方ということではありますが、いずれにいたしましても、今回の原発の関係では、いろいろ問題が、というふうなことで、問題については、言うまでもありませんが、全市ともその循環型の社会と、そういったものの形成という中でですね、自然エネルギー、これは、環境適合型のエネルギーと、そういったものに目を向けて、着実に進めていくということが肝要かと思っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 28番、玉野宏君。

28番（玉野 宏君） この言葉ですね、エネルギー、これは新しく出てきている言葉でございますが、積もりに積もったことが3月11日以降、大転換しているわけです。決して、私は難しいことを言っているわけではなく、この那須塩原市に全部あるものです。土があり、水があり、第一次産業があり、那須疏水があり、バイオマスがあり、それをどう生かすかということの課題が那須塩原市だけの問題ではないと、私は思います。東北を、都会を、その両方を希望、夢、それに向かって発信を続ける、続けられるまちがこの執行部、若い職員の中に充ち満ちている、そういうことが市民に夢を与えるものであると思っております。

ぜひ、このエネルギーに対して、地域を生かし職員を生かすように努力していただきたいと

思います。

以上、私の一般質問といたします。ありがとうございます。

議長（君島一郎君） 以上で、28番、玉野宏君の市政一般質問は終了いたしました。

高久好一君

議長（君島一郎君） 次に10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 皆さん、こんにちは。10番、高久好一です。ただいまより一般質問を始めます。

まず、1番です。災害対策の進捗と支援についてです。

東日本震災を受け、復興と災害時市民の避難場所となる公的施設の耐震化の進捗と市民への支援について、市の考えを求めるものです。

小中学校、保育園及び公民館等の耐震化事業の進捗状況は、国や県の計画に沿って行われているか。

国や県の制度では、対応し切れない部分を市独自の支援として行ってきたが、今後、これらを制度化し、災害に強いまちづくりとして拡充する考えはあるか。

国が使えると認められた社会資本整備総合交付金を活用すべきと思うが、市はどう考えるか。

被災市民がワンステップでできる申請手続のシステムを市はつくる考えがあるか。

以上、4点について伺います。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君の質問に対し、答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（平山照夫君） 私のほうからは、の小中学校、保育園及び公民館等の耐震化事業の進

捗状況のご質問にお答えをいたします。

初めに、小中学校の進捗状況ですが、これにつきましては、6月9日の櫻田議員と鈴木紀議員にお答えしたとおり、67.5%の進捗率でございます。国の計画に沿って、平成28年度までに耐震化事業を完了する予定でございます。

また、保育園については、6月9日の鈴木紀議員にお答えしたとおりであります。

次に、公民館等についてでございますが、小中学校の耐震工事を最優先課題として進めてきたことから、公民館等の耐震化事業計画は、現在ございません。

以上です。

議長（君島一郎君） 建設部長。

建設部長（君島 淳君） それでは、の市独自の支援策を今後制度化し拡充する考えはあるか、の社会資本整備総合交付金活用をどう考えるかにつきまして、お答えをいたします。

の支援策の内容につきましては、6月10日の若松東征議員のご質問にお答えしたとおりであります。

今後の、制度化拡充につきましては、本事業が、未曾有の大災害であります東日本大震災に対しての支援事業であること、また、申請期間を平成26年3月31日までの3年間としていることから、恒久的な制度化や期間の延長は考えておりません。

次に、の社会資本整備総合交付金の活用につきまして、お答えいたします。

本市では、那須塩原市建築物耐震改修促進計画に基づきまして、市内における建築物の耐震化を図っているところであります。平成20年度からは民間住宅の耐震化を促進するため、社会資本整備総合交付金を活用いたしまして、耐震診断及び耐震改修費用の補助を行ってまいりました。

今後も各種交付金や制度を活用しながら、安全

性向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 総務部長。

総務部長（三森忠一君） 私からは、 について
お答えいたします。

の被災市民がワンストップでできる申請手続のシステムをつくる考えはあるかとのご質問ですが、6月9日、平山啓子議員にお答えしたとおり、膨大な被災情報の管理を一元化し、被災者支援サービスを迅速に行うために、被災者支援システムの導入について、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 今、答弁がありました。当市の小中学校の耐震化率は、67.5%と、Is値の低い順位から優先して耐震工事を行って平成28年で完了すると、そういう答弁が出ています。国の耐震化進捗率は、文科省によると2010年4月時点の公立小中学校の耐震化は73.3%です。話を先に進めていきます。那須塩原市の学校以外の耐震化診断ということでは、答弁もありました。

そういう中で、保育園、公立15園、私立の園が6園あります。これは、診断未実施と。塩原幼稚園については、耐震診断実施済み、一部補強を要する、だが、耐震工事は未実施です。公民館、図書館については、耐震診断未実施、西那須野図書館、昭和54年建築及び同公民館、昭和56年建築については、対応が必要と考えていると、こういう資料を私はもらいました。

そこで伺いたいと思います。これらの市の施設は、学校のように国の耐震化の工事の対象には含まれていません。部長が答弁されたとおりです。小学校、中学校を優先してやってきたということで、これからもそうやっていくということだと思

います。しかし、今度の大地震を受けて、今後、市は、これらの施設、どのように対応していくのか、聞かせていただきたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（平山照夫君） まず、公民館の施設につきましては、昭和56年以前と57年以降で分けますと、56年以前の建物というのは、南公民館のみでございます。それ以外は、57年以降に建築をしたものですから、新耐震基準にのっとって建築をした建物ということでございますので南公民館だけが昭和56年4月にオープンしているということでございますので、そこだけが耐震診断というものがなくなるかなと思っております。

それから、西那須野図書館も昭和54年ですから、図書館としてはございますが、西那須野公民館につきましては、建てかえておりますので、新しくなっておりますので、その必要性はないということであります。

それから、もう1点は、体育施設でいいますと、黒磯の運動場にあります体育館、これが昭和51年に建築していますから、それと三島体育センターにあります体育館と武道館、その辺が旧耐震建築でやっているということでございます。

それから、文化会館につきましては、耐震診断は実施しておりますし、その補強等についても実施をしているというような状況でございます。

先ほど言いました南公民館ですとか、西那須野図書館、それらも今後ですね、耐震診断等をやっていないかとは思っているのですが、まず、先ほど言いましたように、小中学校の耐震というのを、最優先で今やっておりますので、平成28年度までに全部を終わらせるということで、全体では後期計画だけで90億ぐらいの金額になっていたかと思うのですが、それらを最優先でやっ

ていくというのをやっておりますので、そのほかの公民館等につきましても、耐震診断につきましては、今後、検討していきたいと思っております。議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 今、答弁がありました。相当お金がかかると。約90億と。今後、小中学校を優先してやっていきたいと、そのほかの検討をしていきたいというお話でした。

東日本大震災では、多くの学校が住民の避難場所となりました。文部科学省は、安全性の確保が極めて重要と確認された、一刻も早くすべてを耐震化することが最大の課題、こうも言っています。2015年、これは、今言われた28年です。これに符合するものです。

また、公共施設の天井が崩れるなどの被害が相次いだため、建物自体だけでなく、天井材や照明器具などの耐震化も推進することを掲げています。学校は、地域の防災の拠点にもなっております。耐震化だけでなく、貯水槽、備蓄倉庫、自家発電装置などを装備して、整備して、防災機能の強化を図ることも必要としています。

国は、学校の耐震化工事の国庫補助率を期間限定で最大3分の2に引き上げました。地域防災特別措置法の改正で、2015年、これは、市の言う、平成28年です、まで延長したため、この期間で耐震工事を完了することを、この期間での耐震化の工事の完了を求めて先に進みたいと思います。

に入ります。市独自の支援の問題です。今後、これらに強い防災のまちづくりということで、質問をしました。東日本大震災による風評被害で経営が悪化する市内中小業者を支援するための制度を創設しました。

市の制度融資は、大震災金融支援基金が受け付け約1カ月で融資枠の12億円に達しました。申し込みの受理があったため、市は融資預託金と利子

補給分の追加分として約1億円を増資して、金融機関の3倍協調で3億円の増資を広げて総額15億円としましたが、満杯で終了しました。

私は、非常にいいものをつくったと、こう思っていました。終わりというのは非常に残念です。同資金は、つなぎ運転資金の融資限度は500万、震災後1カ月間の売上高が前年度比20%以上減少した指定82業種が対象です。貸付率は1.4%、市が全利子を補給するすぐれものと評価し、残すべきものとして、今、質問しております。

終わりにしてしまっ、本当によいのでしょうか。つなぎの運転資金が必要な事業者には、まだまだこれから出てくると思います。5年の限定という話がありました。

そこで伺います。制度がまだ使えると思って、申し込みに来た業者に対して次に進めるべきものとして、何を考えていますか。考えを伺います。議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 大震災緊急支援資金の今後ということで、お尋ねをいただきました。議員がおっしゃいましたとおりですね、331件の申し込みを受けまして、融資総額15億円に達したということで、この事業については、一たん、これで終了という形でさせていただいております。

今後についてということでございますが、このつなぎ資金がどのように市内の中小企業者に有効に働いているかということも見きわめる必要があるかと思っておりますので、それを見きわめながら、これまでも何度も申し上げましたけれども、今回の震災、それに続く東電の原発事故による影響、さらには、電力不足がいつまで続くのかと、いろいろな要素がございますので、それらも勘案しながら、今後の市内の経済状況等を見ながら新たなものについては、関係機関と連携をしながら、対策

を講じて、必要に応じて講じていきたいというふうに考えてございます。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 今、答弁がありました。新たなものについては、有効性と、市内の状況を見ながら勘案していきたいというお話でございました。

さらにもう一つ、市には制度があります。市は震災による市内被災者に対して被災生活再建支援法の支援金の対象にならない市民に対して、半壊、一部損壊住宅を対象に、住宅の再建負担を軽減する独自の修繕支援金制度を導入し、来年3月31日まで受け付けています。

工事の人手や資金不足で復旧工事の期間内に終了しないケースも予想されているということで、これから、この制度には、罹災証明は必要ないと、さらに制度をPRして必要に応じて制度の延長や予算の繰り越しをしたいという、そういう答弁がさきに出ていますので、これについては安心したところです。

に入ります。国が使えると認めた、これは、震災後に国会でそういう答弁がありました。それで、こうした質問をしたのですが、市のほうは、実際に、この制度を活用しているという、私のほうの勉強不足がありました。そういう中で、この社会資本整備総合交付金、社会整備といえば、道路や橋、そして、港湾、河川や公園の整備というそういうものでしたか、22年3月に出した「社会整備総合交付金（仮称）についてのあらまし」という冊子をいただきました。その中で、使えるということが書いてあります。そういう制度があるんだということが改めて私のほうもわかりました。これは、先ほども言いましたが、大震災後、国会で国が使えるよと、そういう答弁をしたものです。実際に市のほうは、これは使っていました。

に入ります。ワンストップのシステムについてです。答弁がありました。被災者支援システムという名前で、既に答弁が出ています。私のほうは、被災者の市民宅を訪問する中で、罹災証明は、市役所の3階中央の左側で、国民健康保険の減免は、1階入口の正面で、固定資産税は、と説明して回り、市役所で順番待ちをする市民と職員の対応を見て、待つ時間は10分から30分にしても、3カ所寄ってとなれば、結構な時間がかかります。家への往復を考えれば、半日はかかるという市民の声に少しでも便宜してもよいのではないか、そういう思いで、各種手続の集中受け付けをワンストップで手続できる仕組みをと思い浮かべました。このシステムは、那須烏山市でも行われていると、後日、報道されています。

大震災と原発事故の復旧復興は、これから長い戦いになります。被災地や被災市民のさらなる支援を求めて、この項の質問は終わりたいと思います。

続いて、2番に入ります。

2番です。原発事故から市民を守る対策と支援について。

原発事故により100km圏内に位置する本市について、被災対策と支援について、市の考えを求めるものです。

原発事故が現実の驚異となり、市の防災対策のあり方や装備すべき機器など、大きく見直す必要があると思うが、市の考えを求めます。

農家や市内業者を守るため、出荷規制や自主規制、風評被害などに対する損害の賠償に向けた支援をどのように考えているのか、市の考えを求めます。

学校、保育園、幼稚園等における土壌調査も踏まえて、児童生徒を守る対策を講じる考えについて伺うものです。

以上、3点について伺います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） 私からは、 についてお答えいたします。

の市の防災対策のあり方や、装備すべき機器などの見直しについてのご質問にお答えいたします。

東電福島原発事故により、本市にも放射能物質が飛来しており、県の空中放射線量の測定結果は、直ちに健康に影響がある値ではないものの、事故前の値と比べると大きくなっています。

今後は、市民の不安解消のため、市内の定点観測を初め、小中学校、保育園等で調査を実施し、その結果を公表してまいります。

以上です。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 私のほうからは、

の農畜産物の出荷規制及び出荷自粛、風評被害等に対する損害の賠償請求に向けた支援について、お答えをいたします。

農畜産物に対する損害賠償にかかわる問題につきましては、原子力損害賠償紛争審査会から出荷制限等に係る損害賠償についての考え方として、東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する指針が4月28日に第1次指針、続いて、5月31日に第2次指針が示されたところです。

一方、J Aグループでは、東京電力に対する農業被害の損害賠償請求について、農業者個人が個別に訴訟を提起するよりも団体交渉で臨むほうが迅速かつ効果的な交渉結果を得られる可能性が高いことから、団体交渉を希望する農業者を対象に、風評被害を含めた被害額を取りまとめ、早い時期から損害賠償請求を行う手続を進めてきておりま

す。

さらに、本市においても本庁、支所に受付窓口を設置し、直売所や市場出荷者など、J Aグループ以外に出荷している農業者の損害賠償請求の取りまとめを行っております。

また、農業者個人でも提訴が可能なことから、東京電力の相談窓口や手続の方法を案内しております。

J Aグループが行った損害賠償請求に対しまして、5月末にその一部の仮払いが行われましたが、本市の関係では、出荷停止となった春菊に係る3月分の損害賠償請求額335万円に対しまして、その半額が仮払いとして損害を受けた農業者個人に支払われたところでございます。

今のところは、園芸作物のうち、野菜に対する損害の取りまとめを進めておりますが、今後は、花卉、花ですね、畜産、酪農に対する損害も取りまとめが行われる予定であることから、農業者に対しまして、損害賠償制度の周知及び被害額等の取りまとめ作業の支援を継続してまいります。

次に、観光産業における損害の賠償請求に向けた支援についてお答えいたします。

風評被害に対する損害賠償につきましては、先ほど申し上げました第2次指針におきまして、旅館、ホテルなどの観光業に対する損害賠償の方針が示されました。しかし、差し当たり、福島県内の観光業に限られた内容の提示でありまして、それ以外の地域につきましては、引き続き調査、分析等を行い、検討するとされておりますので、今後、国の動向を見きわめながら、適切な支援をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 教育部長。

教育部長（平山照夫君） 私からは、 の学校保育園、幼稚園等における土壌調査を踏まえて、児

童・生徒を守る対策を講じる考えはというご質問にお答えいたします。

これにつきましては、6月7日、みんなのクラブ那須塩原、中村芳隆議員の会派代表質問でお答えしたとおりでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） それでは、再質問を行っていきます。

3月11日の地震、それに続く福島第一原発の事故、水素爆発、放射能の汚染、あれから3カ月経過した現在でもいつ収束できるのかめどがつかない原子力発電所の放射能問題、既に何人かが質問して、答弁にもありましたように、答弁も出ています。

市から東日本大震災を受け、本年度までに地域防災計画を見直すとの答弁がありました。市の防災計画もありました。

本市の防災計画では、市内での災害発生を想定しており、今回の地震では、市民の安全確保に一定の成果があったものの、鉄道路線の損壊による交通難民が発生したり、福島第一原発による東北方面からの避難者の受け入れ対応といった想定外の事態が多く起きました。

このため、地域の災害だけでなく近隣市町や隣県などの広域的な相互協力を含め、計画の見直しを行う必要があると、こう答弁されています。

しかし、もう一方の原発事故は、明らかな安全神話に基づく人災であるという視点で、原発事故から那須塩原市の市民の暮らしと営業を守る安心・安全を求め、再質問していきたいと思えます。

避難所に揃える機器では、暖房器具、発電機など、市内建設業者との防災協定があり、貸し出しの協力が得られます。備蓄の食料、飲料水、毛布などの数量は、既に答弁されています。今回の地

震と想定しなかった原発事故の教訓から市内全域が被災地という想定をも踏まえて、備蓄資材を3カ所に保管との答弁を聞きましたが、必要に応じて、広く保管すべきではないか、市民に一番先に避難場所として提供してくれたのは地元の公民館だったとの話も、私は市民から聞いています。

そこで、伺います。備蓄品の保管場所の数や配置は避難場所となっている全小中学校を単位にしてはどうか、新たに追加しておくべき備品などの考えもあわせて答えてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） 備蓄の関係でございますが、現在は、この間、答弁しましたように3カ所といたしますが、本庁、支所2カ所というエリアで備蓄をしております。

この間の答弁でも申し上げましたように、やはり、備蓄箇所を複数持つというのは非常に大切かと思えます。やはり、きめ細かな対応ができるという部分の中では、備蓄場所の増設というのは考えていかなければなりませんし、また備蓄品につきましては、従来までは食料品中心的な毛布とかですね、そういったものでしたけれども、今後におきましては、やはり、停電がありまして、暖房等の問題がありました。そういった面からしますと、やはり、発電機、さらに投光器といった部分もある意味備えていかなければならないものでもありますし、暖房の中で電気を使わない、石油ストーブ等の備品も備えていかなければならないのではないかとこのふうには考えております。

いずれにいたしましても、今後の計画の見直しの中で、こういった拠点に置いたらいいのか、避難所65カ所ありますけれども、すべて置くということではなくて、やはり、拠点、拠点に置いていくというのがいいのではないかとこのふうにご

ておりますけれども、計画の見直しの中で、そういった部分も検討していきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 答弁がありました。

複数の保管場所を考えていかなければならないという答えが出ました。

備えるべき装備品として、暖房機、電気を使わないもの、あわせて投光器、これは、電気を使うものですね。それと石油の備蓄と、こういった話が出てきました。答弁はさきに出ているので、それほど変わることはないと思いますが、たまたま、議会の中で、大田原市が今度の地震と原発問題を踏まえて、全小中学校に備蓄するというような話も報道されております。ぜひ、しっかりと市民を守るための対策を進めていただきたいと思います。

に入ります。

農家や市内事業者の暮らしと営業を守る問題です。答弁がありました。私たちが一番心配していたのは、やっぱり、JAや事業団体に入っていない個人の方がどう賠償請求をしていくかということです。そういう人たちへの支援が市役所のほうからもあるという話は、今、聞きまして安心したところです。

先ほどの答弁にもありましたように、賠償に向けた支援についてはありましたが、原子力賠償紛争審議会第二審が決定し、風評被害の範囲がひとまず固まりました。

しかし、その対象は、食用品のみということに聞いています。出荷制限の行われた地域以外は、風評被害を認めないなど、まだまだ、不十分なところがあります。食用でない花卉の話、花卉や木材ということで私は見ていましたが、花卉の話は、

部長のほうから出ました。私は、花卉は、まだ含まれていないんだと理解していたんですが、花卉も入っているということで、安心しました。

そもそも今度の原発による風評被害は、地域や品目で線引きすること自体が間違いです。福島原発の事故があって、科学的に解明されていない放射線の影響を回避するための市場の拒絶反応であると見るべきです。原子力損害賠償紛争審査委員会の会長は、委員長は、意見交換の中で、風評被害に対する被害は、根も葉もない損害ではなく、れっきとした営業損害の一部であり、その連続的なものであると、こういうふうに言っています。ですから、この風評被害、しっかりと地域の市民も農林業者、中小業者の方も請求していただいて、加害者である東電への全面賠償に向けてしっかりと市のほうも支援をお願いしたいと思います。

商工会などは、業種ごとにJAは県単位にまとめて賠償を請求しています。

先ほど、市のほうはこうした団体に所属していない市民にも賠償に向けた支援をするという話が出ました。そこで伺います。団体に所属していない市民の賠償に向けた支援について、具体的には、どのような形で行われるのか、詳しく聞かせていただきたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） ただいまの件でございますが、議員がおっしゃいましたように、出荷の系統といいますか、団体ごとにとということで、交渉する形、請求する形にはなっておりますけれども、農業以外も同じですね。その業界ごとにとということでございますが、先ほど、言いましたように農協等を通さないでですね、個人で市場とか、それから、スーパー等のところへ個人契約で出している農家の方も結構いるということで、それら

の方につきましては、まず、損害賠償請求に係る
手続の流れと申しますか、事務的な流れ、そのよ
うなことのお尋ねが多いものですから、それらに
ついての説明を差し上げると、さらに、細かいと
ころで、どういう書類を用意して、どのような形
でその損害額を計算したらいいのかというふうな
ことにつきましても、それぞれの農家の方の実情
に合わせまして、細かに指導と申しますか、説明
をして、支援をしていっているということござ
います。

現在も、結構、問い合わせ等はいただいておりますので、そのようなことで対応しているということでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 質問の途中ですが、ここで
10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時10分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開
きます。

10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 答弁ありがとうございます。
ぜひ、丁寧な支援を求めておきます。

5月30日、日本共産党は、JAなすのと原発事
故に伴う全面賠償に向けて懇談しました。既に3、
4月分の賠償が県単位にまとめが行われ、当面判
明している損害賠償の半額のみという東電の賠償
のあり方と合わせ、5月分以降と風評被害、農家
への資金的な困窮に対する支援について、話し合
いました。また、本市の基幹産業と位置づける乳
用、肉用牛にかかわる農家への支援も急がれます。
牧草の放射性物質調査を進める県農政部は追加調

査で、那須塩原市は、2地点で550から1,700Bqと
引き続き基準値を上回ったため、調査を継続す
ることになり、乳用牛への給餌放牧ができません。
牧草は、刈り取り、保管しなければならない、二
番草は、作付して食べることができるだろうか
という不安の中で、先の見えない作業に汗を流さ
ざるを得ません。

そこで、伺います。

今、与えるえさは備蓄してきたもの、なければ、
購入しなければならない状況です。こうした畜産
農家への支援と賠償に向けた支援について、市の
考えを求めるものです。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 先ほど来、伊藤議
員等の質問にもございました本市の基幹産業であ
ります酪農、肉用牛の関係につきまして、いわゆ
る飼料作物の一番草が給与できないという問題で
ございます。

これにつきましては、当然、食べさせられない
ということになりますと、原発事故前に収穫をし
たものですね、を与えるか、あるいは、放射能汚
染されていない購入飼料を与えるかということに
なるわけでございます。これにつきましては、県の
ほうで打ち出しております栃木の農業関係の緊
急支援資金、こちらの対応ももちろんあるわけで
ございますが、購入飼料を全部、飼っている頭数
等にももちろんよるわけでございますけれども、
本市の平均、統計上の平均の飼養頭数からいきま
しても、県のつなぎ資金につきましても500万が
限度額ということでございますので、とてもそれ
では間に合わない規模になってしまう農家も相当
あるというふうを考えてございまして、そういう
意味でも6月1日に市長がみずから県知事と国会
議員のほうにそれらについての支援ということで、

要望活動を行ったところでございます。これにつきましてでも二番草の行方がどういうふうになるかということももちろんあるわけでございまして、市のほうでも大変憂慮しながら、注視をしております。

何らかの支援が必要ということになればですね、関係酪農協団体と協議をしながら、何か手を打たなければならないかなというふうには思っております。

一方で、先ほどの農産物関係の補償の損害賠償の話がございましたけれども、この牧草の一番草が給与できないことについての被害の損害ですね、損害額についても取りまとめをして、早急にその賠償をするようにということで、関係酪農協では、作業を進めてございます。その行方ももちろんあるわけでございますので、それを見ながら対応をしていかなければならないかなというふうに考えているところでございます。

それと、先ほどですね、私の答弁の中で、ちょっと誤解をされそうと言いますか、表現がありましたので、訂正といいますか、させていただきたいと思います。

先ほど、花について、農協のほうでは取りまとめの作業を始めていますとうことで申し上げましたけれども、第2次指針の中では、議員がおっしゃったように、直接、人間が食べるものについての損害についてはオーケーということになってございますが、花については、食さないということで、今のところ、その紛争審査会のほうでは、認めるということではございません。今後の、検討課題というふうな表現になってございます。

ただ、生産者団体については、当然、花についても損害賠償をしていくんだということがございましたものですから、そのような答弁を申し上げた次第でございます。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 今、答弁がありました。ぜひ、酪農家にも東電の線引きではなくて、すべての損害を賠償させることが必要です。全面賠償に向けて、市内被災者、市の支援を求めて を終わります。

に入ります。学校、保育園、幼稚園等の土壌調査に関する問題です。

先ほど、答弁がありました。栃木県内の学校や保育園など31施設の校庭、園庭の放射線量が毎時1μSvを超えた5月の測定、さらに、6日、7日の測定も1カ所だけ1を超えると。で、福島と同じものでも1カ所超えて、さらに、那須塩原市は、9カ所、保育園3、小学校5、中学校1で、今までの測定器で9施設が超えました。これに対して、栃木県知事は国の対応が不十分な場合には、市町と連携して独自に表土の除去の検討をする考えを明らかにしています。

そういう中で、県のほうは、県と一緒に福島県と同じように、表土の対応を、費用を国が持つようにということで要請に行っています。ここには、松下副市長も参加しているという報道があり、議会でもそういう報告がされました。その中で、知事は、国と県で共同の調査をやる選択肢もある、県の測定値を尊重し、対応するというのもある、その辺で今後は詰めていくとした上で、国が判断をどうしますかにかかっていると、県と市と町、国の4者が合意しなければ解決には至らないと思っています。

そこで、市の子どもたちが毎日過ごす施設の放射性物質を低減させるため、福島県と同様の対応を強く求め、県と連携して国への要望を行ったことについては、評価をしたいと思います。

今後の対応について、市の考えを聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 文科省が示した1 mSv/yですか、年間。それによりますと、福島県はそれに該当するんだということございまして、当地域につきましても、過日、県が小中学校、高校、幼稚園と保育所等々を調査した結果によりますと、那須塩原市では、19ですか、19の学校とか幼稚園が1を超えているという状況が発生したわけでございます。当然、私どもといたしましてもその調査に基づきまして、国が示した1.0 μSvですか、1時間当たりの、そういうものについては、福島と同等に扱ってもらいたいというのは、県が違うから基準が違うという話にはならぬという認識をいたしておりましたので、たまたま、知事ともそういう話をしました。

特に、先ほど話が出ておりました、6月1日、牛の餌の関係の要望書提出に行った際に、この件について、もう一度、共同というか、一緒に超えている学校の分については、調査をしてみたい。しかも、前のはかった機械で、福島で設置されている機械と両方で調査をして、その結果に基づいて、国のほうに要望していきたい。その節には、市としても対応はどうですかというから、私どもとしては、当然、先ほど言ったとおりでございますので、ぜひ、一緒にその対応をしたいということでございます。そういうことでやったわけでございますけれども、直接、文部大臣との交渉の中では、今後、両方で協議するという話にはなっておりまして、現実的に国のお金でやれるかどうかというのはまだ決定はしておりませんが、前向きな話し合いの状況であるという報告は聞いております。そういうことで、4者協議をするという話になったんだろうというふうに思っておりますけれども、当然、市の考え方としては、

1 μSv/hを超えているものについては、福島と同等の扱いをしたいということは、やはり、子どもに対する影響があるという判断のもとで要望をいたしておりますので、国から金が来る来ないにかかわらず、この分については、今後、検討して進めていきたいというふうに思っておりますし、県も私と同じ考えで要望をしてくれたものという理解をしておりますので、今後、県との協議をしながら、当然、那須町さんも一緒の組織の上におりますので、そういう中で、協議をしながら、今後の対応に努めていきたいというふうに考えております。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 今、答弁がありました。私がこれから言う言葉が随分出てきました。

日本共産党栃木委員会では、7日、校庭の放射能汚染表土除去費用を国が負担するよう、年間1 mSv以下を目指すにふさわしい必要な財政措置を、あらゆる対策を提供するとともに福島と同じように、栃木の子どもにも放射能汚染に県の境はないという立場から、教育と学校生活を保障するよう、厚労省、文科省に求めてまいりました。

今、市長の力強い答弁もありましたので安心したところです。

ぜひ、これからも那須塩原市の未来を担う子どもたちの安心・安全のために力を尽くしてほしいと思います。

以上で、 を終わります。

番に入ります。

平和教育についてです。那須塩原市となり、非核平和都市宣言を全会一致で採択し6年がたち、改めて当市の平和教育のあり方について、市の考えを求めるものです。

市民の自由参加による図書、絵画や作文を募り、平和図書月間を設ける考えはありますか。

広島、長崎の原爆慰霊式典に中学生や青年の代表を送り、非核平和都市宣言の実行と普及に努める考えはありますか。

以上、2点について市の考えを求めます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 10番、高久好一議員の市政一般質問の中の3の平和教育の推進について、お答えをいたします。

、あわせて答弁をさせていただきます。

本市は、平成17年6月10日に、唯一の核被爆国の国民の責務として、核兵器がいかに悲惨なものであるかを訴え、持たず、つくらず、持ち込ませずの非核3原則を堅持し、平和を願い、人と自然がふれあうやすらぎのまち、那須塩原市にふさわしいまちづくり達成のために、非核平和都市を宣言しております。

議員からご提案がありました件につきましては、実施する考えは持っておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 6年前にこの非核平和都市宣言をやって、その2年後に、私、同じような質問をいたしました。その4年前の答えと同じような答弁が返ってきました。話を前に進めたいと思います。

今、市長から非核三原則を堅持しという言葉が出ました。こういう言葉をしっかりと実行するために、市の平和教育の推進を求めるものです。

県内では、宇都宮市や小山市のように人口10万人以上の市では、平和行政に250万円ほどの予算をつけ、市民の自由参加による先ほど申しました絵画展や作文、平和図書月間を設けて平和教育を行っています。那須塩原市では、現在、そういう考えはないというお話でございました。

そこで、伺います。那須塩原市の平和教育というものということで、平和教育全体を指したいと思います。そういうものがあったら教えてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） 平和教育というお話でございますけれども、この非核平和都市に関しましては、本市におきまして、合併前の黒磯市におきましては62年の12月ということで、20年以上が経過しているという状況の中で、市民の皆さんも平和に関する意識というのは高まっているというふうに認識しておりますし、また、毎年、長崎や広島で原爆慰霊式典が開催されまして、テレビ等で放映されております。こういったことを市民の皆さんが見ることによりまして、平和への思いをさらに認識されているのではないかと思います。

こういった状況から特に、教育という分野では取り組んでおりませんが、常に、市民の皆さんも平和に関心を持って生活をしているのではないかとこのように思っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 今、答弁がありました。この平和都市宣言、那須塩原市で全会一致で採択して、市民が総じて那須塩原市の良識として受けとめています。しかし、非核平和都市宣言を行ったにもかかわらず、市の主催する行事がありません。

ことは戦後64年目、日本は侵略戦争と植民地支配を反省し、世界に平和な国づくりを誓いました。これが、日本の戦後政治の出発点です。日本が世界で名誉ある地位を得る道は戦争で、アジアでは2,000万人、日本でも310万人のとうとい人命が失われました。この痛苦の反省に立って侵略戦

争と植民地支配を反省し、それを行動と教科書にしっかりと反映することが必要です。毎年、那須塩原市でも市民による催し物が地域の公民館、祭りなどの展示で行われています。市の教育委員会の後援も行われています。展示されるものは、少々古くなっていますが、市や教育委員会が保管しているものと聞いています。

平和を願う写真展、映画「人間を返せ」、ビデオ「アウシュビッツ」、朗読劇「この子たちの夏」などの朗読劇です。答弁はすでに出ています。

けさのニュースで、広島、長崎の高校生平和大使に今回の大震災の被災地の高校生が加えられたことが伝えられていました。この平和大使は、高校生が国連で、核を廃絶して世界の平和を訴えるものです。これが被災地の高校生にも国連でそういう場が与えられました。原水爆禁止世界大会へ、核廃絶を求める自治体の首長の署名も昨年も栗川市長からいただきました。こうした質問の後には、西那須野庁舎に非核平和都市宣言の垂れ幕がはためくようになります。那須塩原市塩原支所の駐車場の東側にも少し小さいですが、非核平和都市宣言の看板が立っています。日本の平和行政を世界に示すことが求められています。

那須塩原市の平和行政に予算づけと実行を求めて、以上で、この質問のこの項の質問を終わります。

続いて、4番に入ります。

教科書の選定についてです。

教科書選定に当たっては、日本国憲法の平和と民主主義の理念に立脚して過去の侵略戦争を美化、肯定する歴史教科書が採択されないよう求めるものです。6月8日、西那須野支所の3階で開かれている教科書展示会場に行っていました。来年から使用される教科書会社9社の教科書2組と現在使われている教科書が展示されています。

教師1人が来て教科書を並べながらメモをとっていました。

そこで、伺います。教師全員が来て教科書を見て、見比べられるような時間、体制ができていますか。調べた結果はどのように教科書採択に反映されるかも聞かせてください。

すみません、通告ミスをしました。教科書選定についてです。教科書選定に当たっては、日本国憲法の平和と民主主義の理念に立脚して過去の侵略戦争を美化、肯定する歴史教科書が採択されることがないように、求めるものです。

答弁を求めます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） ただいまの教科書選定についてのご質問にお答えいたします。

本市の教科用図書の選定につきましては、教育委員会委員、市内の小中学校長、学識経験者、保護者等の代表などを委員とする教科用図書選定委員会を設置しまして、公正かつ適切な選定を基本に行っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 答弁がありました。教科書選定委員会を設けて公平、公正に行われているという答弁でございました。

話を先に進めていきます。

6月8日に西那須野支所の3階で開かれている教科書展示会場に行っていました。来年から使用される教科書会社、9社の教科書2組と現在使われている教科書が展示してあり、教師1人が来て、教科書を見比べながらメモをとっていました。

そこで、伺います。教師全員が来て教科書を見て調べられるような時間や体制ができていますか。

調べた結果はどのように教科書採択に反映されるかも聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） 教員は、一人一人新しく選定する教科書を閲覧する時間をとっておりまして、放課後、または、あき時間等を利用して、教科書を展示している展示会場まで足を運んでもらい、自分の教科の図書をしっかりと閲覧をしていただく。その後、学校ごとにその学校で希望する図書を一覧表にまとめまして、当選定委員会に提出していただく、それを参考にし、最終決定をすると、こういう決定になっております。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 教科書を閲覧する時間はしっかりとってあると、学校で協議して、それが採択委員会のほうに報告されるというお話でございました。

そういう中で、私のほうは、久しぶりに教科書を見てまいりました。なかなか、見ても時間をかけないとわからないというほど、中学生の教科書が難しいというのも実感です。

そういう中で、大田原市の採用している教科書が県内でも唯一日本の侵略戦争を美化する扶桑社版、新しい歴史教科書を公立小学校で使用しています。そのとなりの那須塩原市がどんな教科書を採択するのか、市民も大きな関心事となっています。子どもたちが学ぶ教科書を多くの保護者や市民にも手にとって実物を見てもらえる貴重な機会がこの教科書展示会です。

そこで伺います。教科書展示を市民への周知と、市民への意見が表明できるような場は設けてあるのでしょうか。教えてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） ただいまの質問のようなことは、ありません。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 残念ですが、そういう場はないということでした。

そういう中で、大田原市の教師たちと交流する場が那須塩原市の教員たちにもあると思います。教師にとって教科書は、生徒と教育で結ばれる最大の絆であると思います。そこで、伺います。生徒たちが使っている教科書について、どう受けとめているかを聞かせてください。また、教師たちが教科書について、どのように受けとめているかも聞かせていただきたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） 教科書選定につきましては、政治的中立、そして、厳正と公正さを求めるということは、どの地区も変わりありません。そのような方向性でやっております。

また、大田原市、となりの大田原市の教員が交流があるかというのは、那須地区、または栃木県全体を教員の交流の場としておりますので、これは、当然、あるはずでございまして、実際に、人事異動でも近隣市町とやっておりますので、これは当然だと思えます。

また、教科書に対しては、やはり、授業の中、教育活動の土台となるものでございまして、やはり、これはしっかりととらえるというふうなのは、どの教員も持っていると思っております。

また、その教科書を使ってどうというふうな感想につきましては、やはり、教える先生が政治的中立と同時にしっかりとした歴史観等を持って選んでいると思っておりますので、心配されることはない、こんなふうにいるところでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 今、政治的中立と、県全体の中で交流があるので、教師たちもそういった考えをしっかりと教科書の中に反映させると、そういうのとあわせて、教育は、公正、中立に行われているという趣旨だったと思います。

そういう中で、私たちは、大田原のお母さんや子どもたちから話を聞きました。

自由社の教科書は、まだ大田原で使っているのは、ことし、出てきている育鵬社と自由社という教科書ではありません。以前の教科書です。その教科書、基本的には今度の新しい教科書も全く内容的には変わっていないと思っていますが、生徒たちからは、お話、お話というのは神話です。お話と歴史がごちゃごちゃになっているなどの訴えがあり、保護者からは高校入試に不利になるのではないかという不安が訴えられています。教師たちからは、教科書の選定には、それを使用して授業を行う教師の意向が最も強く反映されるべきであると。また、教育の過程を編成する主体である各学校の意向が尊重されるべきだと、そう言っています。

今回展示されている自由社と育鵬社の教科書には憲法の言う国民主権や基本的人権に関する理解の誤り、平和主義に関する特異な見解、憲法改定に関する一方的な見解が強調されています。子どもたちが一般的な理解からかけ離れた見解にしか触れられずに育ちいくとすれば、それは子どもの学習権の侵害にほかなりません。

育鵬社版は原発誘致を生命という基本的人権の問題ではなく、効率などの観点でのみとらえ、原発事故の現状を考えたときに誘致を無邪気に取り上げる教科書が適切なのか。男女共同参画の取り組みをやゆるする記述があることや、過労死の問題

を取り上げていないことなど、那須塩原市の未来を担う子どもたちにこの業者の教科書が採用されることがないように強く求めて、私の一般質問をすべて終わります。

議長（君島一郎君） 以上で、10番、高久好一君の市政一般質問は終了いたしました。

松田寛人君

議長（君島一郎君） 次に3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） 最後の質問者になりました。

議席番号3番、松田でございます。市政一般質問通告書に基づき、随時質問させていただきます。質問事項1番、今後の地震対策について。

今回の東日本大震災において、訓練を積み重ねていた自治体、企業、学校では想定外の大きな被害に遭ったものの、早期の復旧により、あるいは、代替手段を駆使して、最低限の生産体制を数日以内に構築した企業、訓練を重ねたとおりにいち早く避難し、大津波から間一髪で難を逃れた児童生徒、建物が大きな被害を受けたが、行政機能を代替場所に写し、災害対応を行った自治体などもあったことも事実である。

巨大地震の教訓は、周到な準備なくして自然の猛威に打ち勝つことができないことを思い知らされた。今後、那須塩原市として、どのような対応をするのか伺う。

1番、那須塩原市災害対策本部の設置要綱の具体的な内容について伺います。

2番、災害時の際、今後、どのような体制づくり（組織と役割）をどのように進めていくのか伺います。

3番、災害発生初期の混乱状況の中では、組織、または、個人として冷静に判断することが難しく

なり、対応が明確に定まりにくい傾向があるために、本市は、災害時要援護者対応マニュアルを作成しているが、実際、このマニュアルを使って実行されたか、伺います。

番、今後、省電力化に関して本市としてどのような考えをしていくのか伺います。

また、太陽光発電等の助成、補助を含めた検討はしていくのか伺います。

番、自然災害や風評被害などの発生に備えたりスクマネジメント、危機管理体制の準備は十分であるか、伺います。

また、風評被害の影響を和らげるために、今後、どのような処置、対応に取り組んでいくのか伺います。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君の質問に対し、答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） それでは、私からは、から と について、順次お答えいたします。

初めに の災害対策本部の内容についてのご質問と の災害時の体制づくりをどのように進めていくのかというご質問につきましては、関連がありますので、一括でお答えいたします。

地域防災計画には、災害発生時における職員の参集基準と担当部門の役割が定められており、このことによって、災害の被害を最小限に抑えることを目的としています。

地震災害の場合には、その規模により、災害警戒本部を設置し、被害が大きい場合には、災害対策本部を設置することとしています。

今後は、今回の災害における放射線対策を含めた対応について、地域防災計画を見直し、組織や役割のほか、情報の発信や伝達方法などについて検討していきます。

次に の自然災害や風評被害などの発生に備えたりスクマネジメント、危機管理体制の整備と風評被害の影響を和らげるための今後災害処置対応についてのご質問にお答えします。

自然災害の発生と風評被害の発生については、自然現象と人の行動により発生する被害と違いがありますので、分けてお答えをいたします。

初めに、自然災害に対してのリスクマネジメント、危機管理については、自然災害の多くは、気象、地殻変動、地理的要件によって引き起こされることから、人類の英知をもってしても、そのすべてを防ぐことは難しいと言えます。自然災害は、その被害をいかに少なくするかが重要であります。先人の知恵を省みるとともに、東日本大震災により発生したさまざまな被害の実態を教訓に、危機管理機能としての現場即応体制の構築などを検討し、地域防災計画の見直しを行うとともに、自然環境と融和を図るまちづくりを進めていくことがリスクマネジメントにつながるものと考えております。

次に、風評被害への対応についてお答えします。農畜産物の風評被害の対応につきましては、本日、伊藤議員に観光、産業における風評被害の今後の対応につきましては、6月9日の櫻田議員の市政一般質問にお答えしたとおりですが、風評被害をなくすためには、いかに正しい情報をわかりやすく公表していくかが重要であることから、市としても正しい情報を積極的にわかりやすく、かつ、迅速に発信してまいります。

さらには、正しい情報の発信が風評被害の影響を和らげる有効な手段でもあると考えております。以上です。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（長山治美君） 私からは、 について、お答えいたします。

、東日本大震災発生時に災害時要援護者対応マニュアルを使って実行されたかという質問につきましては、6月9日の平山啓子議員の質問にお答えしたとおりでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 私からは の省電力化に関して本市としてどのような考えをしていくかのご質問にお答えいたします。

節電対策と省エネルギー対策を並行して進めることが重要であると認識をしておりますので、今後、策定をする那須塩原市地球温暖化対策実行計画区域施策編に盛り込んで省電力化を推進できるよう、検討してまいりたいと考えております。

また、太陽光発電等の助成補助につきましては、国の自然エネルギー施策や省エネ施策等の動向を見きわめながら、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） ありがとうございます。答弁、ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

1番から3番と5番は関連をしておりますので、一括して再質問をさせていただきます。

まず最初に、先ほど答弁にあったように、設置要綱についてということなんですけれども、実際、設置要綱についての、それを行うためのマニュアル化ということは、実際しているのか。していなかった場合には、今後、そういうマニュアルを今度つくっていくのかということを検討しているのか、ちょっとお聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） マニュアル化という部

分でございますが、これまでも申し上げてきておりますように、現在、地域防災計画がございまして、この中に、初期体制とかの部分は、すべて対応が決められております。こういった対応の中で、今回の震災に対してもそれぞれのルールに従いまして対応してきたということでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） 対応できたということなんですけれども、実際、職員等々の行動、どのような職員が、こういう場合にはどのような行動をするかということがいろいろあると思うんですけれども、そのときに、職員の行動がマニュアル化しているのか、それとも、そのような形は、随時、那須塩原市ではできているのか、行動について、職員の行動にですね、それをお願いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） 職員の行動についてのお尋ねでございます。それぞれ災害の規模と異なりますが、そういった部分の中で、対応する職員についても決められております。

今回の例で申し上げます、震度5、本庁が震度5弱という形でありましたので、配備体制の中の2の警戒体制という中で、災害警戒本部を立ち上げたということでございます。

参集する職員につきましては、市長以下全員で対応したという部分でございますけれども、こういった中では、当然、初めに、所管する部分につきまして、被害の調査、パトロールを実施する。あるいは、保健福祉部については、避難所の設営に当たる、お世話をするといったような形で、すべて決められた形でのものができておりますので、それに沿った対応をしたということでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） わかりました。すべてできたという形ではありますが、実際、あのような大震災の中では、各、私たちもそうだったんですけども、実際、この場所で、この一般質問中になったわけで、あのとき、身動きもできずとか、どこも動かすことができずに、ここでずっといたというところが実際のな問題であって、実際、本当に職員が冷静な立場で行動ができたかということの検証はされましたでしょうか。それだけお聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） 今回の災害に当たりまして、先ほど言いました対応のマニュアルと申しますが、そういうものに沿って、対応はできたものと思っております。

幸いにして、本市におきましては大きな被害がなかったという部分の中では、決められたマニュアルどおりにできたというふうには思っておりますけれども、前にも申し上げましたように、やはり、原発関係の広域避難者、あるいは、JR関係の帰宅困難者、そういったものに対応する部分で、今の計画の中には、ちょっと網羅されていない部分があるという中で、今後、見直しを必要としているということでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） ぜひとも見直しをしていただきたいと思います。

今回、皆さん、震災のとき、皆さんもわかっていただいておりますけれども、実際、通信網が一切使えなかったというのがあります。情報がとれないというのが、よくわかったとは思いますが。

今後、もし、ここ本部、本部は本庁のほうに置

くということで、先ほど答弁がありましたけれども、実際、現場、自治会等々、現場に職員等々が現地に行って情報を吸い上げてこちらに持ってくる、そういう場合に、その通信網が絶たれた場合の今後の対応、また、方策等あれば伺います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） 今回の地震発生によりまして、携帯電話が使えなくなったということによりまして、本部と現場との連絡につきましては、携帯の中でも優先的に使える部分がありましたので、本庁3台、各市庁舎2台ずつということで、対応はしてきました。こういった中で、現場と本部とのやりとりはできましたけれども、先ほど、議員がおっしゃいましたように、今後、自治会との連絡とか、そういった部分になりますと、若干、通信の中で、情報をとり合う中では、ちょっと台数が少ないという部分もございまして。

こういった中で、今回の災害でわかったことなんですけれども、携帯電話が使えないという中では、公衆電話というのが非常用の通信として使えるという部分でございまして、公衆電話というのが非常に、役に立っているという部分でございまして。

そういった中で、こういった公衆電話のコンビニ等で設置されておりますので、そういったものを使うことも1つの方法でありますし、あるいは、もっと確実な通信手段として衛星携帯がございまして、そういったものも導入することによりまして、情報のやりとりの手段に使っていききたいというふうに考えているところで。

以上です。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） はい、ありがとうございます。

衛星電話等々の準備をこれから拡大していくという答弁がありましたけれども、先ほど言った公衆電話等々、今、携帯電話がこれだけ普及しておりますので、なかなか、公衆電話、コンビニ自体が、この都会だったらわかりますけれども、高林でいうと1軒くらいしかありませんので、あとは、角のホンダプリモ店に1台と高林行政区のあそこだけで、私が住んでいる所では2台しかありませんので、やはり、そういうものを各自治会等々の公民館、もしくは倍増センター、集落センターというんですか、そういうところに1台、なかなかこれは全部設置するのは、難しいと思いますけれども、これだけの範囲に1台という形で、設置ができればなと思っておりますので、検討をお願いを申し上げます。

今回、防災マニュアルですか、についてですけども、全地区に対しての防災マニュアル、早くこのマニュアル等々はつくらなければいけないなとは思っているのですけれども、その早期整備のための施策のほうは、どのような感じで今思っているのか、ちょっとお聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） マニュアルといいますが、地域防災計画の見直しの部分かと思えます。今回の計画につきましては、平成22年度で検討してきました、県の承認といいますが、そういったものを受ける段階になっておりました。

それが3月のこの震災によりまして、県への申請をとりやめまして、新たな部分を取り入れながら計画の見直しをしていくというのでございまして、22年の計画時におきましては、庁内です、幹事課長等によりまして庁内会議を通じて計画をまとめてきたという経過もございますので、今後の見直しに当たりまして、そういった組織を使い

まして、見直しを行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 4時00分

再開 午後 4時10分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） 先ほどの答弁、了解をいたしました。ありがとうございます。

次の再質問ですけども、先ほど、職員の行動マニュアルがどうのこうのという話を先ほどしましたけれども、それと少し似ている部分があるのかもしれませんが、関係部局、建設であったら建設、いろいろ部局がありますけれども、それによって縦のライン、縦のつながりは下までずっといくかもしれませんが、総務、いろいろな部署、部署の関係で、横のつながりというのがあれば、もっと迅速に対応できたというところがあると思うんですけども、そういったところの反省点というものはあるんでしょうか、お聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） 今回の震災につきましては、警戒本部ではありましたが、全員の市職員です、全体をするという部分の中で、部単位の役割を分担し、部長の責任のもとでやっていく形の中で、所管する施設についての被害状況調査、応急対応といった初動の体制をとったとい

うことでございます。

また、計画の中では、当然、職員全員で対応するという部分がございますので、この中では、総務部の課税課が保健福祉部の業務の応援に入ったり、あるいは、収税課が生活環境部の応援業務をやるといったようなものも計画の中で、決まっております。こういった対応の中で、今回の災害にも当たってきたということでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） はい、わかりました。

各部局連携してやったというような形を、今、受け取りました。

そこで、それ、何班、何班とかという、そういう分け方はしたのでしょうか。本当にただ単に部局だけで分けてあって、それが下に行くことによって、どこの班はこの地区、どここの班はこの地区という形で分けていったのか、それだけちょっとお聞かせください、すみません。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） ただいま申し上げました部分につきましては、全員対応する中で、それぞれの部を横断した、部を超えた協力体制が計画の中であるという部分でございましたけれども、今回の災害につきましては、そこまでの体制はとらなくても対応ができたという部分でございます。

そういった中で、災害から避難所の設営までそれぞれの与えられた所管の中で実施してきたということでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） はい、わかりました。今後とも部局、いろいろ協力し合って、いろいろなものに取り組んで、災害だけではないんですけれど

も、そのような形で横の連絡というものを随時とっていただいて、市政に反映していただければなと思っています。

次にですね、災害時の対応マニュアルのことで、先ほど答弁いただきましたが、この点についてですけれども、なかなか、個人情報の問題で、なかなか、この問題が、マニュアル等が進んでいないという状況を答弁のほうで、私以外の答弁のところでも聞いたんですけれども、これ、実際、今回このように震災がありまして、早くこれを実施して、完璧まではいかないですけれども、9割近くは、整備をしなければいけないと思っております。

なかなかできない、できないというだけでは、なかなか進まないと思いますので、それに向けた整備に向けた方策というのをお考えなのか、ちょっとお聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（長山治美君） 要援護者対応マニュアルに係る要援護者の登録につきましては、4月の頭の現在で、40自治会、140人でありましたけれども、5月末ですと40自治会、158人というふうになってございます。当然、今回の大震災の影響で、このような事態を想定して登録したいという方がふえているのではないかというふうに考えています。

このような状況を逃さず、これから、6月、7月くらいにかけまして、各自治会長さんの集まりがございまして、そちらにお邪魔して、このマニュアルの趣旨等説明してまいりたいと思います。これについては、昨年と同じような方法でやりました。で、ことしも同じようにやるわけですけれども、それだけでは、なかなか、大変、趣旨が徹底するというわけにもいかないと思います。また、自治会ごとに自主防災組織というのもまだすべて

できているわけではありませんので、そこら辺の周知の仕方とか、いろいろ工夫をこれから考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） そうですね、そのとおりかもしれません。このような時期というわけではなくて、随時、そういったものを利用するならば、早目に対応をとっていただき、自治会等々の連絡をいたしまして、皆さんの協力を得るようにしていただきたいと思っております。

次です。先ほど、答弁もいただきました。のほうなんですけれども、自然災害、危機管理体制ですね、危機管理体制のほうで、ちょっと何点かお聞きしたいと思います。

先ほど、津波のほうで市役所、その他等々、関連施設等が全部水に流されたということが幾つかありました。そういうときに、うち、ここは地震はあってもなかなか津波は来ないような地域なんですけれども、もしも、あれ以上の大きな地震があった場合に、この本庁、もつかもたないか、それはわかりませんね。想定外の地震が来るというのわかりません。そのときに、ここのバックアップ体制ですか、住民基本台帳、いろいろ等々ありますね。それはネットワークでつながっているのかと思っておりますけれども、今後そのバックアップシステム、バックアップ体制について、本市の意見をちょっとお聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（室井忠雄君） 危機管理体制の中での情報管理の分野でございます。現在、サーバー、いわゆる情報関係の心臓部でございますが、これについては、西那須野支所庁舎のほうにございまして、そちらのほうでバックアップもっており

ます。よって、同一庁舎の中にあるというのは、非常にそういった場合に、危険でございますので、今後、そのバックアップの部分も含めて、これは、庁舎の設備の関係もございしますが、検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） はい、わかりました。そうですね、実際自分たちのだけ、ここだけの庁舎内々で回しているバックアップシステムということになると、実際ここが本当に被害を受けた場合には、すべてバックアップが飛んでしまうという形になりますので、今後、これに関しては設置場所、ある程度の金額等々は必ずかかるところだと思いますけれども、やはり、やり過ぎて悪いところはないと思っておりますので、そういった意味をかねましてもバックアップ体制に関してはやっていただきたいなと思っております。

以上でございます。バックアップ体制のほうは、それで終わりにさせていただきます。

まだ、危機管理状況のほうでまだ質問のほうがあるんですけれども、今回、ちょっと備蓄関係のことでお聞かせください。

今回、備蓄関係の状況等々はどうだったんでしょうか。ちょっとそれだけお聞かせください。

すみません。答弁にあったようなので。

それで、ほとんどの備蓄はなくなったということなので、その辺に対して本市としては、何人ぐらいの対処、人数的に対処していたのか、ちょっとその辺をお聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） 市の災害発生前の備蓄状況ということでございますけれども、食料等につきましては、大体、4,500食程度の備蓄をして

おりました。さらに、毛布とか、タオルとかいったものの備蓄をしていた状況でございます。今回につきましては、そういった中で、使用しましたのが大体2,600食ぐらいなんです、約半分、備蓄していたものを使ったという状況でございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） 何度も聞いてすみません。備蓄関係のこと、いろいろありますけれども、備えあれば憂いなしということなので、想定外を含めた備蓄を考えた上で、取り組んでいただきたいなと思っております。

また再質問させていただきます。

ここ本市、那須塩原は、駅が3つ、新幹線がとまる駅が1つありますね、全部で合計3つの駅、で、国道4号、東北自動車道、そこが集中してあるというのがこの那須塩原市、ほかの市から比べると、この市は、本当に主要な幹線が通っている市であります。そういったことで、そういうことを考えてくると、その後、JR等々との、あとは国道4号、また、高速道路を考えた上で、考えますと、普通の場合、普通の市から比べれば差があると思うんですね。それだけ、幹線道路、幹線への主要なものが通っているということなので、それに対して、今まで、この前も那須塩原市でとまって、それからの対応をしましたけれども、そういう想定というのは、今まで考えたことというのはあるのでしょうか、お聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） これまでのこういった災害での想定という部分でございますけれども、計画の中では、例えば、帰宅困難者に対する情報の提供という部分につきましては、この地域防災計画の中でも規定があります。そういった中では

ありますけれども、今回の広域避難者といいますが、原発関係の広域避難者、あるいは、JRですね、新幹線、在来線、こういったことがとまったことによります帰宅困難者、ということで、今回も3月11日の8時ころですが、JRから新幹線の乗客、700人を受け入れてほしいというのがございました。こういった対応としまして、中学校、小学校の体育館を活用して、1,000名程度受け入れるという方向は示しました。結果としては、380人程度になりましたけれども、こういった対応もしてきたところです。

今後の中では、こういった計画の中で、見ていなかった部分もございますので、今後の計画の見直しの中で、やはり、規定できるものは規定して、対応に備えたいというふうに考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） はい、ありがとうございます。今後ともそういう状況がなきにしもあらずなので、その辺は、対応をしていっていただきたいと思えます。

また、新幹線がとまったときの受け入れの体制のスピードというのは、本市が多分、一番早かったのかと思います。その後の新聞等々、いろいろ言われますけれども、本市は一番最初に被災、そういう状況を受け入れたとして、胸を張っていい市だと私は思っておりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

次ですね、あのとき、新幹線がとまったり、那須塩原市までしか東京間往復という状況の中、車がすごい状況になったというのは、皆さん、ご承知のとおりだと思います。乗り捨てて行った車等々もありましたし、緊急で駐車場をつくったという経緯もあります。その中で、その検証をですか、結局、乗り捨てた車はどうしたのかとか、そ

のときの対応はどうだったのかというのをちょっとお聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 淳君） 駅の近所に乗り捨てられた車の対応ということでしたけれども、その後、臨時駐車場等々を、放置された後だったですけれども、臨時駐車場を設置いたしまして、600台駐車できるようなスペースを確保しました。しかしながら、東口に20台くらいだったと思いますけれども、ロータリーのところに乗り捨てられてしまったということがあったものですから、バス等々の支障になって、渋滞が起きたということだったものですから、警察等の協力を得まして、できる限りですね、車の移動に努めたということでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） 最終的に本当にとりに来なかった車というのはあったんですか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 淳君） 現在のところ、臨時の駐車場に2台ほどまだ駐車といえますか、放置されているものがございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） その2台については、一応、警察等々には話をしてあって、持ち主等々はわかっているという状況なんですか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 淳君） とめてある、何といえますか、区画整理のほうの駐車場にとめてあるものなものですから、放置というか、駐車をしてそ

のまま置いてあるというのがあれなものですから、警察のほうとは、これといった連絡はしていないと、そこに置いてあるということです。

以上です。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） その2台の件については、そのところ、ずっとそこを駐車場としてずっと使っている状況なんですけれども、市としては、それずっと、そこ、そのままの状況で置いておくという形なんですか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 淳君） このまま放置するのかわというふうなご質問かと思うのですが、もうそろそろかなりの年月を費やしているものですから、警察のほうにご相談をして、所在等々が判明すれば、移動していただくというふうな形をとりたいと思います。

以上です。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） ありがとうございます。被災をしてこちらに逃げてこられて車を置いてしまったということなので、なかなか移動をしたり、何かそういうことをするということが、なかなか心苦しいんですけども、そのままずっと放置されると、やっぱり、市としても困るところもあると思うので、ぜひ、そのような対応をしていただきたいなと思っております。

以上でございます。

長寿センターについて、ちょっとお聞かせください。危機管理関係のほうで、少し聞かせていただきたいのですが、高柳運動公園のほうを一応、被災者を受け入れるという体制で、やっておりました。結局、長寿センターのあとに同日で受け入れをしなかった、その理由というのは、ど

うということなのか、ちょっと教えていただきたい
と思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） 避難所の関係かと思
います。今回の避難所につきましては、福島からの
避難者について受け入れるということで、那須町
に2カ所設置されました避難所相談所を通じての
避難される方ということで、長寿センターにつ
きましては、これまでもお話ししましたように、
3月17日に開設しまして、そのときの人数が148
人と。で、翌日になりまして、12人ふえまして、
160人、160人というのが長寿センターで受け入
れたピークの数でありました。こういった中で
すね、人数がふえてきたという状況もあります
ので、新たに、西那須野運動公園体育館を避難所
として、3月23日から受け入れるということに
したところでございます。

結果としまして、先ほど言いました長寿セン
ターの受け入れが160人がピークであったとい
うことで、結果としまして、体育館での受け入
れはありませんでした。

しかし、この中で、3月末に、福島県の田村
市のほうから本市に避難する事態になったとき
には、避難所の提供をしていただきたいという
申し出がございました、当然、避難所として
使うという形になれば、県を通じてのお話
になろうかと思えますけれども、こういった
要請がありましたので、そのときには、
体育館を利用していただくということで
思っておりました。

こういった中で、結果として田村市は来
ませんでしたけれども、長寿センター、
4月末までということで、それにあ
わせて田村市のほうに意向を確認
したところ、現時点では、避難をする
ということではないということでした
ので、一時的なこの

避難所の閉鎖ですけれども、閉鎖を
させていただいたという状況でござ
います。

ですから、そういった申し出があり
まして、ずっとあけていたというこ
とでございます。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛
人君。

3番（松田寛人君） 私もちよ
っと不思議に思っています、受け
入れ人数がこれだけ減っているに
もかわらず、ずっと高柳のほうの
体育館をいつでもあけばなしとい
うか、利用がいつでもできるように
ずっとあけていたということがよ
くわからなかったもので、そうい
う内容であればわかりました。

以上でございます。わかりました。

今、1、2、3の5についての再
質問はこれで終了させていただきます。

4番の省電力化、太陽光発電等々
の助成等々についての再質問をさ
せていただきます。

私の前に、多分、答弁のほうがあ
ったんだと思うんですけども、来
年から2カ年で環境連絡会をつ
くるということを、ちょっと聞い
たんですけども、それというのは、
予定というのはあるんでしょうか。
お聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求め
ます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 環
境連絡会のお尋ねですが、環境
連絡会につきましては、今年度
中で立ち上げるということで考
えています、目的といたしまして
は、今年度、来年度、2カ年中
です、那須塩原市の地球温暖化
対策実行計画、市内全域で取り
組む区域施策編、これを、計画
を立てていきたいということで、
環境連絡会からですね、代表の
方出いただいて、計画策定に参
画をしてもらう、そういう考え
であります。

以上です。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） この環境連絡会というのは、各自治会のほうからの選定なんですか。それとも、この執行部だけの集まりでやるものなんですか、ちょっとお聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 環境連絡会のメンバーについてのお尋ねですが、広く、地域のそういう環境に携わっている、関係している方、あるいは市民団体、そのほか、事業者団体ですね、事業者においては、ISO関係ですね、そういうものを取得している事業所とか、もろもろの各界、各層からおおむね100名というふうな予定で考えていますけれども、スタートで、若干、それをちょっと下回るかもしれませんが、いろいろな角度からですね、ご意見をいただくというふうなことで、委員の方は、考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） 実際、具体的にはまだ進んでいないという状況なので、答弁としては、なかなか難しいところがあると思うのですが、実際、何年度をめどにして、その連絡協議会をつくって何年から大体スタートさせるような形なのでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） これの推進というか、進め方についてのご質問ですが、先ほど申し上げました今年度と来年度の2カ年の中で、地球温暖化対策の区域施策編ということで、その策定をいたしまして、25年から計画推進に入っていくということで、現在の段階では、32年度までということで、計画期間は、第1期、第2期と

というようなことですが、そういう、32年、第2期の最後ということで、考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） この連絡協議会というのを2年間で、つくっていくという形によろしいのですか。それだけお聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 2年間で、計画をつくって、ことし、来年ですね、で、25年から推進ということで、その形は、先ほど申し上げました30年までずっと継続をして、推進をしていくということであります。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） わかりました。そのような環境会をつくるということは、とてもいいことなので、ぜひとも頑張ってくださいと思っています。

その中で、私、前回にも環境マネジメントシステムについて、質問をさせていただきました。そのときの答弁の中で、今後、考えていくという形なんですけれども、今回、こういうような形で、節電等々の省電力化についてのことが、世間的にも言われております。その中で、ここの庁舎、その他の施設に関しては、このマネジメントシステムが採用されて、ある程度の目的を持って、いついつまでに何%削減という形をとっているかと思えます。

那須塩原市としても、そういう形で、運用をしていると思うのですが、実際、市民の人たちですよ、前回も話をしましたけれども、節電シート、または、環境家計簿みたいな形を市民に対しての配布等々、考えているかどうか。

考えているならば、具体的なものをちょっとお

聞かせさせていただきたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 環境マネジメントシステムの件と市民に対する啓発というふうなご質問だと思いますが、環境マネジメントシステムにつきましては、これにつきましては、地球温暖化対策実行計画の事務事業編ということで、市の施設で、職員が取り組んでいるというものでありまして、これは、7つの項目、電気量、各施設の燃料、水道量、用紙の購入関係、同じくグリーン購入の割合とか、公用車の燃費の関係、廃棄物、一般廃棄物の排出量の削減と、7項目について取り組んでおります。

これは、市の施設、あるいは市職員ということで、122の単位、施設単位ですね、ありまして、それぞれのところで、そういう形で取り組んでいるということですが、市民に対しての取り組みについてはというふうなご質問ですが、ここの節電ということで、ここの夏は節電にチャレンジということで、市独自で、チラシというか、それをつくりまして、その中で、各家庭での節電対策メニューということで、10項目について、例えば、エアコンについては、28 使用を心がけましょうと、それをすることによって、削減率は10%、削減消費電力は130Wですとか。冷蔵庫については、強から中に変えていただくということになると、削減率は2%、25W削減電力ですとか、10項目にわたってですね、こういったチェックをしていただくということで、各家庭についてもそういったメニューに従ってチェックをしていただくというような啓発をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） ぜひとも、そのような取り組みをしていただきまして、那須塩原市市民の皆様、私たちもそうなんですけれども、そういうような取り組みをぜひ行ってほしいと思っております。

次の再質問に入らせていただきます。

政府のほうでは、OECD、2020年台から1割から2割まで、一応、自然エネルギーを使うということで、政府の発表がありますけれども、今後、その政府の発表の中で、那須塩原市もいずれはそのような取り組みをしなければいけないということに入るとは思うのですけれども、今の現時点で、市としてどのような考えがあるか、お聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） ただいま、自然エネルギーの活用ということで、国がOECD、6月10日に市長のほうから若松議員にお答えしておりますけれども、2020年台の早い時期に現在の自然エネルギー10%、約10%ですが、それを倍にする、20%にするということを世界に表明したということでもあります。

本市についての取り組みでありますけれども、先ほど申し上げました本市の地球温暖化対策実行計画、区域施策圏、この中で、そういうものも十分に組み込んで検討をしていくと、そういう考えでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） わかりました。そのような状況ではございますけれども、先ほど、太陽光発電等々の助成、また、補助というところの点で、ちょっと再質問させていただきたいのですけれども、現在、栃木県で、市町村、市として助成また、

補助を行っていない市というのは、何件あるか、部長のほうでおわかりでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 市でよろしいんですね。太陽光発電に対する設置補助の件であります。現在、未実施は、本市と那須烏山市であります。なお、那須烏山市につきましては、エコ給湯については実施をしておりますが、太陽光についてはしておりません。2市ということでございます。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） そうしますと、栃木県で市として太陽光パネル等々の助成をやっていないのは那須塩原市だけでよろしいのですか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 補助につきましては、太陽光につきましては、本市と那須烏山市の2市です。

以上です。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） 環境対策としては、那須烏山市さんは、エコ給湯のほうの助成はしていると。ただ、本市としては、エコ給湯はやってはいません。どちらもやっていないということでよろしいのですね。わかりました。

今後、先ほどの答弁の中で、今後、そういう検討をするという答弁はいただけなかったんですけども、実際、今こういう時代が変わってきました、この前の震災等でも変わりました。その本市だけかたくなに出さないという何か理由、根拠というのはあるのでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 先ほど、第1回目の答弁の中で申し上げましたが、国の自然エネルギー施策、省エネ施策等の動向を見きわめながら、今後、検討をしてみたいです、ということでございます。

よろしくをお願いします。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） 検討していくということですので、周りがやっているからうちがやれということを私は言っているわけでもないですし、太陽光パネルの会社から何かもらっているというわけでもございません。ただ、このような形を、パネルをうちのほうでは、省電力化に向けて市としてはこういうふう頑張っているよというイメージです。やっぱり、イメージというのが大切だと思います。今、普通の大企業、企業等は、ソーラーパネルをつけて、省電力化に向けて、うちは企業としてこのようにクリーンないい会社をやっていますよというアピールの問題なんですよ。

だから、那須塩原市として、もし、助成、補助等々が出れば、ああ、那須塩原市さんは環境に対してこれだけ思っているんだという形は、必ずとると思うんです。なおさら、そういうまちであれば住んでみようかというふうにする考え方を持った方も必ずあらわれると思うんです。

ほかの市町村を私も見ましたけれども、期間限定等々、あと、金額の制限等がありますけれども、やはり、那須塩原市としてもこれから住みよいまちづくりとして考えるならば、こういうものをどんどん取り組んで、期間限定でもいいんです、俗に言うそういう助成をすると、高所得者がばんばん建ててしまって、余り所得のない人が、助成を本当に受けられないという、ちょっとあるのではないかというんだらば、所得制限をつければ、いいと思っているんです。所得制限をつければ、

何とかそれに対応できるのではないかと思うんですけれども、そういうような、所得制限に関するいろいろなありますけれども、そういったイメージ的に那須塩原市はどうなんだというものに関しては、こういう太陽光パネル、エコ給湯等、助成までは、補助まではいなくてもいいんですけれども、やっていくんだぞというところを少し見せていただくと市民、我々も安心するのではないかなとは思っていますので、ぜひとも検討していただきたいと思っております。

あとですね、太陽光パネルについてのメリット、特にデメリットですよ、当局ではどんな感覚を持っているのか、ちょっとお聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 太陽光パネル設備に対するデメリットということですが、設置費用、売電の中での単価も42円ですかね、高くなっていますが、やはり、設備費用が高いということから、そういうふうなあれで単価も高くなっているということなんですけれども、それにしてもまだまだ、設備にかかる費用が大きいのかなというふうなことで、デメリットという言い方は、ちょっとあれですけれども、そんなことは考えています。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） はい、ありがとうございます。

最後になりますけれども、たまたま私の知り合いの人で、こんなお手紙をいただいたという形なんですけれども、太陽光発電を設置すると、非常用のコンセントがあるということで、で、長時間の停電などにはそのコンセントから1,500Wまで使えるんだそうです。今回の緊急時の情報手段として、太陽光の発電時であれば、テレビの使用も

可能であり、炊飯もできたというんですって。で、実際、今回の震災で、非常用のコンセントを活用してテレビで情報を入手、で、ドラムの延長コードで庭先の井戸水のポンプに直接接続して水の確保などができたと。長時間の停電で断水などで不便はなかったということでございます。

で、近隣の方々が集まる場になった話もあるということです。

また、違う事例ではございますけれども、あの3月11日のあたりはまだ寒かったですから、他の事例では、ご近所のお年寄りを集めて、こたつで暖をとってあげさせたという事例もあります。

やはり、太陽光発電は、CO₂削減や売電だけではなくて、こういった震災等の活用としても大きな効果があるということを実感いたしましたということで、お手紙をいただきましたので、ここで発表させていただきました。

以上でございます。

次に、2番の障害者の雇用について伺います。

長引く不況、また、今回の震災等の影響により、景気低迷が予想されます。それによって、障害者の雇用もままならない状況も今後出てくる可能性は大いにあると思うが、今後、那須塩原市として、どのような対応をしていくのか、考えをお聞かせください。

現在、那須塩原市はどのような雇用体系で採用しているのか、伺います。市の施設の障害者雇用状況はどうか、指定管理者を含むを伺います。

民間企業に対する障害者雇用の周知は行っているのか、伺います。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 3番、松田寛人議員の市政一般質問にお答えいたします。

障害者の雇用についてでございますけれども、順次お答えをいたします。

まず、現在、那須塩原市ではどのような雇用体系で障害者を採用しているのかについてお答えをいたします。

本市では、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障害者の安定的な雇用を確保するため、新規職員を募集する際、必要に応じて試験区分に障害者枠を設け、一般の枠と同様、教養の有無を問う1次試験、並びに作文及び面接からなる2次試験を実施、これに合格した者を職員として採用いたしております。

なお、この障害者枠で採用された者であっても、採用後は、一般の枠で採用された者と同じ取り扱いとし、その者の障害の程度を考慮した上、一定の年数で異動をし、各種職務を遂行することになっております。

次に、施設の障害者の雇用状況はどうなっているのかということについて、お答えをいたします。

市の施設に配置されている職員につきましては、施設ごとに採用しているものではなく、市職員として、一括して採用し、その後、人事配置がなされているものであります。

現在、その施設には、障害者を有する職員について、3名の配置があります。

また、各施設の指定管理者は、その施設に障害者を配置しているか否かにつきましては、市として特に把握はしておりませんが、障害者の雇用の促進に関する法律により事業者には、障害者の雇用義務等があることから、指定管理者においても当該法律に基づき、障害者の雇用に対し、適切な対応をされているものと考えております。

次に、民間企業に対する障害者雇用の周知は行っているのかについて、お答えをいたします。

現在、本市において障害者雇用に対する民間事業への周知は、特に行っておりません。障害者雇用に対する民間企業への周知については、障害者雇用促進等に関する法律を所管する厚生労働省やハローワーク及び栃木県が実施をいたしております。

以上、答えとさせていただきます。

議長（君島一郎君） 会議の途中ですが、ここで、お諮りをいたします。

那須塩原審議会会議規則第9条の規定によって、会議時間は午前10時から午後5時までとなっておりますが、本日の議事が全部終了するまで、会議時間を延長したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本日の議事が全部終了するまで会議時間を延長します。

3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） 市長の答弁、ありがとうございます。

随時、再質問をさせていただきます。

1番から3番まですべて関連していますので、一括でさせていただきます。

那須塩原市、民間、市、国、市町村の関係では、法定雇用率というパーセンテージは決まっておりますけれども、多分、主要官庁だと2.1%雇用率かなと思うのですけれども、実際、法定雇用率に関して、那須塩原市はクリアできているのか、それをお聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） 法定雇用率につきましては、地方公共団体においては2.1%という率がございます。

こういった中では、本市におきましては雇用率2.45%ということで、この法定雇用率は、上回っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） それは、那須塩原市合併当初から達成したのかお聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） 合併当初から法定雇用率は超えておりました。

以上です。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） ありがとうございます。

法定雇用率が達成していなければ、いろいろ質問するところではございましたけれども、きちんとやっていただいていることなので、もう余り再質問をするあれがなかったんですね。

民間企業に関する誘致というのは、ハローワークですから、国の機関なので、市がどうのこうのというような問題ではございませんので、その辺は、わかりました。

今後、不景気の中、市の採用、2.1%だけではなくてですね、結構、2.45%とっていましたので、入る部分、また、仕事ができる部分、障害者の人たちがたくさん働けるような環境がもしあれば、雇用率をどんどん上げてほしいなと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

最後になりますけれども、これで一応、質問のほうは終わらせていただきます。

最後になりますが、最近までは、100年に一度の金融危機というのは、最近はだれも聞かなくなりました。現在では、想定外の地震ということがありまして、今後、那須塩原市が安全で安心なまちづくり、または、均衡あるまちの発展を目指す

ならば、常に最悪なシナリオを考えていくのが行政機関だと私は思っております。

今後、執行部、市長を初め、執行部の皆様におかれましては、今後、素早い行動で、いい情報ならば情報として皆さんに伝達をしていただきまして、今後、市民に負託を負える、できるような市政運営をしていっていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願い申し上げます。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

本日はありがとうございました。

議長（君島一郎君） 以上で、3番、松田寛人君の市政一般質問は終了いたしました。

以上で、質問通告者の質問は全部終了いたしました。

市政一般質問を終わりたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

市政一般質問を終わります。

議案の各常任委員会付託につい

て

議長（君島一郎君） 次に、日程第2、議案の各常任委員会付託についてを議題といたします。

ただいま上程中の各議案については、審査のため、各常任委員会に付託いたします。

議案第29号から議案第31号までの3件については、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思っておりますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に

付託いたします。

関係常任委員会は、委員会日程に基づき審査を行い、本会議最終日、委員長は登壇の上、審査結果の報告を願います。

散会の宣告

議長（君島一郎君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 5時01分